

# 第4次指宿市子ども読書活動推進計画 案

子どもたちが1人でも多く本を読み  
「心に残る1冊の本」と出会うために私たちができること

令和●年●月

指宿市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
第1章 子ども読書活動推進計画の背景	2
1 国のこれまでの取組	
2 県のこれまでの取組	
3 市のこれまでの取組	
第2章 第4次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	7
1 策定の経緯	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象と期間	
4 計画の性格	
第3章 子どもたちを取り巻く状況の変化について	8
1 子どもたちを取り巻く生活の変化（指宿市の状況）	
2 幼児の生活の変化	
3 児童生徒の生活の変化	
4 子どもたちを取り巻くICT環境の変化	
第4章 子どもの読書活動に関する現状や課題	12
1 第3次読書計画で定めた目標の達成状況	
2 アンケートから見える現状と課題	
第5章 基本的な方針	27
第6章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	29
目標Ⅰ 幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする	29
1 家庭	
2 保育所・幼稚園・認定こども園	
3 小学校・中学校・高等学校など	
4 公立図書館	
5 地域・市民団体など	
目標Ⅱ 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境づくり	45
1 学校図書館	
2 公立図書館や地域	
目標Ⅲ 読書関連事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動を行う	53
第7章 推進体制の整備	54
<資料>	
Ⅰ 第4次指宿市子ども読書活動推進計画における数値目標（5年後の目標値） と家庭・学校・公立図書館・地域などの具体的な活動計画一覧	57
Ⅱ アンケート結果	62
Ⅲ 関係法令	73

## はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、国はこの法律に基づき平成14年8月に最初の基本計画を定め、その後おおむね5年ごとに計画を変更し、令和5年3月に第5次の基本計画を定めています。

また、鹿児島県においても、平成16年2月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画」を策定した後、おおむね5年ごとに計画を変更し、令和6年3月に第5次の基本計画を定め、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んでいます。

指宿市においては、国や県の計画を受けて、平成18年8月に第1次、平成25年4月に第2次、令和元年7月に第3次となる「指宿市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが1人でも多く本を読み「心に残る1冊の本」と出会うための読書環境づくりに取り組んできました。

令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称・読書バリアフリー法）が制定され、すべての人が読書を楽しめる環境整備が進められています。一方で世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGAスクール構想などによるICT環境の変化は、子どもの読書活動にも大きく影響を与えている可能性があります。

読書と子どもたちを取り巻くこれらの環境の変化や、第3次指宿市子ども読書活動推進計画（以下、「第3次読書計画」という。）の検証、アンケートなどから見えてきた子どもの読書活動に関する現状と課題を踏まえて、第4次指宿市子ども読書活動推進計画を策定しました。

子どもの読書環境を大人が責任をもって整備するために、家庭・学校・図書館などがどのような取組をしたら良いかを示すとともに、すべての子どもが読書に関心を持ち、その習慣を身に付け、生涯にわたって読書を楽しむことができるよう、この計画の推進に取り組めます。

## 第1章 子ども読書活動推進計画の背景

(この章では計画の背景となる国・県・市のこれまでの取組を紹介します。)

### 1 国のこれまでの取組

- 国は読書のもつ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年4月には「子どもゆめ基金」<sup>1</sup>が創設され、子どもの読書活動に対する助成が始まりました。
- そして平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、その中で、子ども読書活動の推進に関しての基本理念<sup>2</sup>や行政の責任、保護者の役割などを決めました。また毎年4月23日を「子ども読書の日」と決めました。
- 国はこの法律に基づき平成14年8月に最初の基本計画<sup>3</sup>を定め、家庭・地域・学校の連携を重視した活動に取り組みました。その後おおむね5年ごとに計画を変更し、令和5年3月に第5次の基本計画を定めています。

### ■国の第5次基本計画の現状分析と基本的方針

#### 【現状】

- ①中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ②新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の全国一斉臨時休業等が子どもの不読率<sup>4</sup>に影響を与えた可能性あり

#### 【基本的方針】

- ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成（不読率の低減）
- ②障害のある子どもなど多様な子どもたちの読書機会の確保
- ③デジタル社会に対応した読書環境の整備（学校図書館や図書館のDX<sup>5</sup>推進）
- ④子どもの意見を取り入れる機会を確保し、読書活動の取組に反映させる

<sup>1</sup>（子どもゆめ基金）子どもの学校以外での諸活動を財政面で支援するために、創設された基金です。子どもの読書活動の振興を図る活動に対して、一定の条件に基づいて審査され助成金が支給されます。

<sup>2</sup>（子ども読書活動の指針に関しての基本理念）子どもの読書活動の推進に関する法律の第2条には、基本理念として「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と記されています。

<sup>3</sup>（基本計画）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）

<sup>4</sup>（不読率）1か月に本を1冊も読まない子どもの割合のこと。

<sup>5</sup>（DX）図書館における「DX（デジタルトランスフォーメーション）」とは、図書館が、データとデジタル技術を活用して利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保することです。（子供の読書活動の推進に関する有識者会議（令和4年・第4回）より）

- また、令和4年度から8年度までを期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」<sup>6</sup>が策定され、学校図書館の新たな図書の購入・更新や新聞配備、学校司書を配置するための地方交付税措置が行われています。
- 加えて、令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」<sup>7</sup>が策定され、ICT<sup>8</sup>の活用によりすべての子どもたちの学びを保障する環境整備や児童生徒の資質・能力の育成等の基本方針のもと、GIGAスクール構想<sup>9</sup>が進められています。
- さらに、令和7年3月に第二期「読書バリアフリー計画」<sup>10</sup>が策定され、利用者のニーズに応じた障害者サービスの充実に努めることや、アクセシブルな書籍等<sup>11</sup>の充実、司書、司書教諭などに対し、障害者サービスへの理解を深める研修を進めていくことが示されました。

---

<sup>6</sup>（「学校図書館図書整備等5か年計画」）文部科学省が学校図書館の蔵書の充実、活性化のために打ち出した施策です。平成5年に始まり、今日まで継続されています。

<sup>7</sup>（「学校教育情報化推進計画」）「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示すものとして文部科学省が策定した計画です。

<sup>8</sup>（ICT）Information and Communication Technologyの略。情報の収集・処理・発信などの技術に加え、通信ネットワークを活用してデータやシステムを共有・活用する技術の総称です。

<sup>9</sup>（GIGAスクール構想）「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し令和元年12月に文部科学省が打ち出した施策です。

<sup>10</sup>（「読書バリアフリー計画」）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」。「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）に基づき、令和2年7月に文部科学省と厚生労働省共同で策定されました。

<sup>11</sup>（アクセシブルな書籍等）点字図書、拡大図書その他の書籍で、視覚による表現の認識が困難な者がその内容を容易に認識することができる書籍をいいます。（読書バリアフリー法第2条第2項）

## 2 県のこれまでの取組

- 鹿児島県においては、昭和 35 年に全国に先駆けて「親子 20 分読書運動」がスタートしました。すべての子どもが 1 日に少なくとも 20 分程度の時間を読書に親しもうという活動で、当時の鹿児島県立図書館長であった久保田彦穂（椋鳩十）氏の提唱<sup>12</sup>により始まり、以降県内各地に広がりました。
- その後、県は平成 16 年 2 月に最初の基本計画<sup>13</sup>を定め、その後おおむね 5 年ごとに計画を変更し、令和 6 年 3 月に第 5 次の基本計画を定めています。

### ■県の第 5 次基本計画のキャッチフレーズと読書活動推進のための方策

#### 【キャッチフレーズ】

「1 日 20 分読書」運動～本がひらく わたしの未来～

#### 【読書活動推進のための方策（共通事項）】

- ◆教師、学校司書、保護者など大人の連携・協力の促進
- ◆多様な子どもたちの読書環境を実現するため、読書活動に携わる人材育成
- ◆「子ども読書の日」の取組の充実や各種情報の収集・提供など広報の推進
- ◆優れた取組を表彰することによる活動の奨励
- ◆読書習慣形成のため、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備
- ◆子どもが主体となる活動を通じて読書への関心を高める取組を推進



（鹿児島県教育委員会 HP より）

- 加えて、令和 6 年 3 月に最初の県の読書バリアフリー計画<sup>14</sup>を定めています。
- また、第 4 次計画期間に「子ども読書活動推進スキルアップ研修会(県立図書館)」を開催し、読書活動の推進に関わる方々のスキルアップを図っています。また、「鹿児島県高校生ビブリオバトル大会（社会教育課）」の開催やブックリスト「鹿児島の高校生が薦める本（令和 4 年版）」を発行し高校生の読書活動を推進しました。



（鹿児島県立図書館 HP より）

<sup>12</sup>（久保田彦穂（椋鳩十）氏の提唱）久保田彦穂氏によると、「驚くべき多くの人びとが、その生活の中に、読書習慣ということを持ちこんでいない」ことから、図書を人々の手に取り戻すために、「読書習慣ということ、幼いころから生活の中に持ちこんでこなくては」と考えたことが、この運動を始める一つのきっかけだったと記しています。「椋鳩十（1997）.村々に読書の灯を 椋鳩十の図書館論 理論社 27-28」この活動は指宿市にも広がり、当時の指宿市立図書館の職員だった大吉訓代さんの著書では「指宿では早速親子で読んでみよう、三カ所の地区 PTA、子ども会等が始めることになった。形はどうであれ、とにかく読みましようという輪がしだいに広がっていった」と当時の様子が語られています。「大吉訓代（2015）.お変わりありませんか 高城書房 100」

<sup>13</sup>（基本計画）鹿児島県子ども読書活動推進計画。

<sup>14</sup>（県の読書バリアフリー計画）鹿児島県視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画。

### 3 市のこれまでの取組

- 平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項には「…当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」と定められています。
- これを受けて指宿市教育委員会は、平成18年8月に第1次、平成25年4月に第2次、令和元年7月に第3次となる「指宿市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

#### ■市の第3次読書計画の基本目標と目指す子どもたちの姿

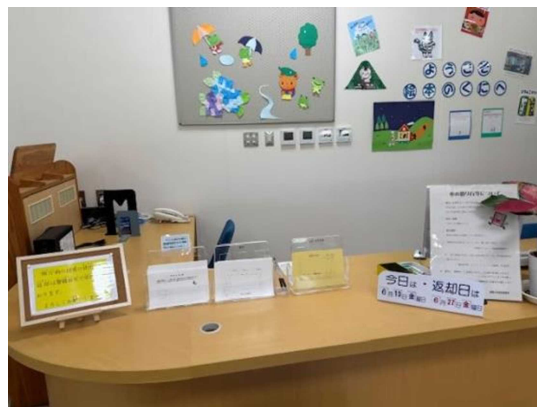
##### 【基本目標】

子どもたちが1人でも多く本を読み、「心に残る1冊の本」と出会えるまち

##### 【目指す子どもたちの姿（数値目標）】

- (1) 読書への関心が高い（「読書が好き」だという割合を増やす）
- (2) 読書習慣を身に付けて維持している（高校生の不読率を改善する）
- (3) 心に残る1冊の本と出会っている

- 第3次読書計画期間においては、新型コロナウイルス感染症<sup>15</sup>の感染拡大に伴う図書館の休館や各種取組の自粛などにより、計画に沿った活動が難しい時期もありましたが、そのような状況下においても、公立図書館のおはなし会を予約制にして開催したり、1回につき貸出ができる冊数を増やしたりするなどして、読書活動の推進に取り組みました。
- また、令和4年1月に図書コーナーを有する新・開間庁舎が開庁しました。図書コーナーは、気軽に本とふれあう場として、市民に利用されています。  
※開間庁舎の図書コーナーは市立図書館と連動したサービスは行っていません。



開間庁舎の図書コーナー。本の貸出もしています。

<sup>15</sup>（新型コロナウイルス感染症）重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症です。令和2年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されました。日本では令和5年5月8日に5類感染症に移行しました。

○ 令和4年8月には、図書館の目指すべき目標と今後の取組の方向性を示す指宿市立図書館運営方針を定めました。

○ その他、第3次読書計画期間中に文部科学大臣表彰などの表彰を受けています。

### ■第3次読書計画期間における主な表彰

#### 令和2年度

【第6回図書館レファレンス大賞 審査員会特別賞（図書館総合展運営委員会 主催）】  
指宿図書館

#### 令和3年度

【第7回図書館レファレンス大賞 審査員会特別賞（図書館総合展運営委員会 主催）】  
指宿図書館

【子どもの読書活動推進優良図書館等表彰（県教育委員会表彰）】  
山川図書館

【Library of the Year 2021（NPO法人 知的資源イニシアティブ主催）】  
指宿市立図書館及び特定非営利活動法人本と人をつなぐ「そらまめの会」

#### 令和5年度

【子供の読書活動優秀実践校・図書館（文部科学大臣表彰）】  
山川図書館

## 第2章 第4次子ども読書活動推進計画の策定にあたって

(この章では計画ができるまでの経緯や位置付け、その性格を紹介します。)

### 1 策定の経緯

- 第3次読書計画の検証と、本市の読書活動や環境整備の現状を把握するために、アンケートを実施しました。対象者は次のとおりです。
  - ・市内の児童生徒…市内全学校の小3，小6，中2，高2 各学年1クラス程度<sup>16</sup>
  - ・上記児童生徒の保護者
  - ・市内の小学校・中学校・高等学校，特別支援学校，保育所，幼稚園，認定こども園，各子ども会の育成者，市内で活動する読書グループ，放課後児童クラブ，放課後等デイサービス施設，児童発達支援施設

### 2 計画の位置付け

- この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき作成したもので、国や県の計画を踏まえて、指宿市の子ども読書活動の推進に関わる基本的な考えや取組を示したものです。また、指宿市総合振興計画<sup>17</sup>及び指宿市教育振興計画<sup>18</sup>の理念を反映するものです。

### 3 計画の対象と期間

- 計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。期間は、令和8年度からの5年間とします。

### 4 計画の性格

- この計画は、子どもの読書活動を推進するための計画です。そのためには、私たち一人一人が子どもたちをサポートしていくことが必要です。
- まずは計画を読んだ一人一人が現状と課題を掴めるようになっていきます。その上で「子どものために、どのような取組ができるのか」を考えることができます。また「他の立場の人はどのようなことをするのか」「行政などからどんな支援が受けられるのか」を知ることができます。
- 具体的な活動の紹介やアンケートの意見を引用するなど、分かりやすく役立てやすい内容とし、「実現性がある計画」「指宿市らしい計画」を目指しました。

<sup>16</sup> (児童生徒と保護者の回答数と回答率) 小3：136名(81%)，小6：139名(76%)，中2：105名(60%)，高2：64名(75%)，保護者：221名(36%) ※対象者：回答数(回答率)の順に記載しています。

<sup>17</sup> (指宿市総合振興計画) 指宿市のまちづくりの最上位に位置付けられる計画。行政の各種計画や施策の基本となります。

<sup>18</sup> (指宿市教育振興計画) 指宿市の教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

## 第3章 子どもたちを取り巻く状況の変化について

(この章では国勢調査や民間調査から見えてきた、環境や社会の変化を紹介します。)

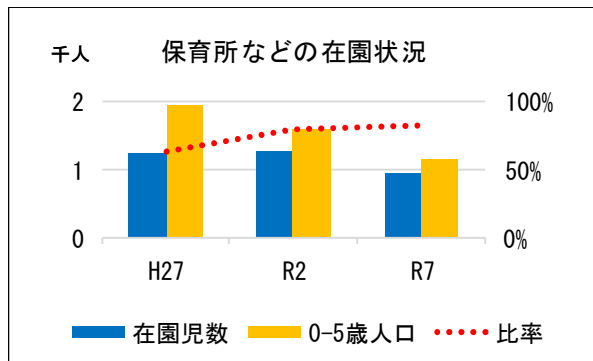
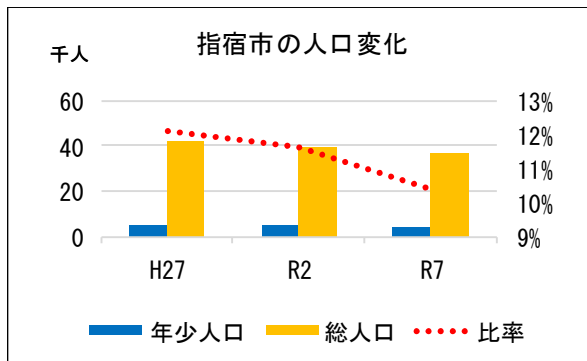
### 1 子どもたちを取り巻く生活の変化（指宿市の状況）

○ 子どもの数は減少傾向にあります。

年少人口： 平成 27 年国勢調査 5,079 人（市の総人口 41,831 人）人口比率 12.1%  
（15歳未満） 令和 2 年国勢調査 4,554 人（市の総人口 39,011 人）人口比率 11.6%  
令和 7 年推計人口 3,812 人（市の総人口 36,720 人）人口比率 10.4%<sup>19</sup>

○ 保育所などに通う幼児の割合は増加傾向にあります。

在園者総数：平成 27 年度実績 1,224 名（0～5 歳人口 1,929 人） 在園率 63.4%  
令和 2 年度実績 1,256 名（0～5 歳人口 1,585 人） 在園率 79.2%  
令和 7 年度実績 935 名（0～5 歳人口 1,147 人） 在園率 81.5%<sup>20</sup>



### 2 幼児の生活の変化

○ ベネッセ教育総合研究所の「幼児の生活アンケート」（令和4年）によると、幼児の生活は次のとおり変化しています。

- ・ 平日一緒に遊ぶ相手で、「母親」「父親」は増加し「きょうだい」「友だち」は減少。降園後に「友だち」と遊ぶ幼児は20年間で半減している。
- ・ 7年前の調査と比較すると、タブレット端末の1日の使用時間が増加している。よくする遊びとして「ユーチューブを見る」が上位に上がっている。
- ・ 幼児が幼稚園や保育所で過ごす時間が長くなっているほか、親の園への要望も大幅に増加している。

<sup>19</sup>（令和7年度推計人口）市の保有する統計数値より。

<sup>20</sup>（0～5歳人口、在園者総数）統計いぶすきより。

### 3 児童生徒の生活の変化

○ ベネッセ教育総合研究所の「子どもの生活と学びに関する親子調査」（令和6年）によると、10年前と比較して児童生徒の生活は次のとおり変化しています。

- ・「携帯電話やスマートフォン」の利用時間は増加する一方で「読書時間（電子書籍を含む）」は減少傾向にある。
- ・両親との会話が全体的に増加していたり、「親に悩みを話す」子どもが増えたりしており、子どもとのコミュニケーションに熱心な保護者の姿が垣間見える。

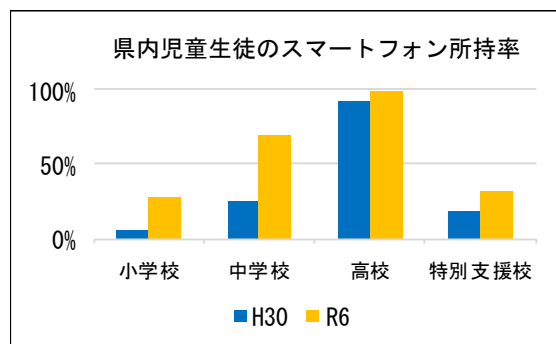
○ また、子どもの放課後の居場所支援などに取り組むNPO法人放課後NPOアフタースクールの「小学生の放課後の過ごし方に関する調査レポート」（令和5年）によると、小学生の子どもたちの放課後の様子は次のとおりとなっています。

- ・放課後に友達と遊ぶのが週1回以下の小学生は7割。
- ・放課後に思うように遊べない理由として、「時間がない（忙しい）」「仲間がない（友達と予定が合わない）」「空間がない（安心して過ごせる遊び場が少ない）」の3つの課題があることがうかがえた。

### 4 子どもたちを取り巻くICT環境の変化

○ 平成24年以降のスマートフォンの急速な普及に伴い、私たちを取り巻くICTは急速に発展し、日々の生活に影響を与えるようになりました。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、テレワークやオンライン診療など非接触・非対面での生活様式を可能とするICTの利活用が一層進展しました。<sup>21</sup>また、学校においては、「1人1台端末は令和の学びの『スタンダード』」とするGIGAスクール構想により、学校ICT環境の整備が進められています。

○ 令和6年度の県の調査<sup>22</sup>によると、県内の児童生徒のスマートフォンの所持率は、小学生約3割、中学生約7割、高校生ではほとんどの生徒が所有しています。平成30年度と比較すると、所持の低年齢化が進んでいることが分かります。



○ 県内の児童生徒のスマートフォン所持率 ※（ ）内は平成30年度調査結果

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
27.3% (6.8%)	68.8% (24.7%)	98.8% (92.4%)	31.4% (18.6%)

<sup>21</sup>（平成24年以降～ICTの利活用が一層進展しました。）情報通信白書（総務省）等を参照しました。

<sup>22</sup>（県の調査）インターネット利用等に関する調査（鹿児島県教育庁高校教育課）。

○ また平日の平均インターネット利用時間は、中高生の約半数が2時間以上となっており、その内容としては全ての学校区分で「音楽、画像、動画の閲覧」が1位であるほか、年齢が上がるにつれて「SNS<sup>23</sup>などでのコミュニケーション（LINE等）」の順位が高くなっています。

○ 県内の児童生徒の平均インターネット利用時間（平日）

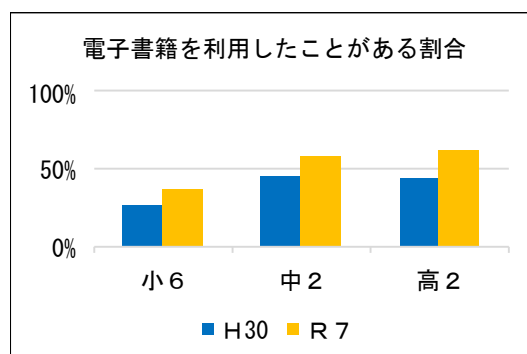
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
利用していない	15.6%	3.5%	0.8%	29.7%
1時間未満	37.8%	19.8%	13.5%	24.7%
1時間以上～2時間未満	21.8%	27.4%	27.1%	17.8%
2時間以上	24.8%	49.3%	58.6%	27.8%

○ アンケートでは、「スマートフォン、YouTubeでの子育てが低年齢化しているのを肌で感じます」（保育所職員）、「タブレット・スマートフォンの利用で、生徒の読書量・図書館での調べ学習が著しく減少している」（高校職員）という意見もあり、これらの環境の変化は、子どもたちの読書環境にも大きな影響を与えています。

○ なお、アンケートによるとスマートフォンなどで電子書籍を利用したことがある児童生徒は、平成30年度と比較するとどの年代でも増加し、中高生では半数を超えていることから、ICT環境の変化に伴い、電子書籍が子どもたちにとって身近なものとなっているといえます。

Q 電子書籍を利用したことがある割合

	小6	中2	高2
H30	27%	45%	44%
R7	37%	58%	61%



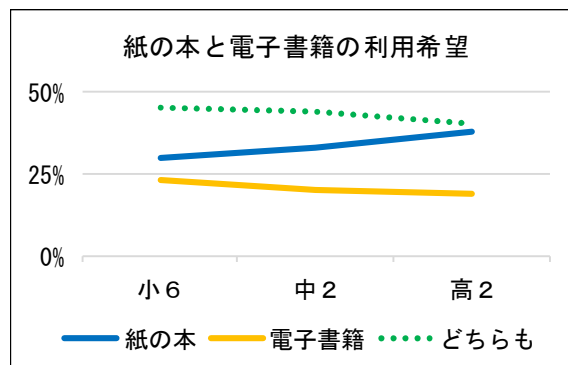
<sup>23</sup> (SNS) 《social networking service》の略です。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスをいいます。

- 一方で、紙の本と電子書籍とを比較する質問では、全ての年代で「どちらも」の回答が多いことや、年齢が低いほど「電子書籍」や「どちらも」を選ぶ割合が高いことから、子どもたちはツールにこだわらず紙とデジタルを使い分けており、特に低年齢からデジタルツールに親しんでいる子どもたちの方がその傾向がみられることが分かります。

Q 図書館に電子書籍があれば、電子書籍と本のどちらを利用したいと思いますか。

	小6	中2	高2
紙の本	30%	33%	36%
電子書籍	23%	20%	19%
どちらも	45%	44%	40%

※未回答があるため100%にならない



■電子出版の影響により、紙の本の売り上げは落ちていますが、絵本や参考書などの教育系分野の需要は安定しているといえます。

- 出版科学研究所の調査（2023年）では、出版業界の売り上げは1997年以降、下降の一途をたどっています。特に雑誌市場はインターネット、スマートフォンの普及から需要が激減し、2016年には書籍と雑誌の売り上げが逆転し、2022年には電子出版に追い抜かれています。なお、そのような中で児童書市場は比較的安定しており、児童書の読書対象者である15歳未満人口は2022年1,450万人と2000年からおよそ400万人減ったにも関わらず、その販売金額はほとんど変わっていません。
- 電子出版市場は大きく拡大しています。特に電子コミックの成長が著しく電子市場におけるコミックのシェアは今や9割に迫っています。

## 第4章 子どもの読書活動に関する現状や課題

(この章では第3次読書計画で定めた目標の達成状況やアンケートから見えてきた、現状や課題などを紹介します。)

### 1 第3次読書計画で定めた目標の達成状況

- 第3次読書計画においては、基本目標「子どもたちが1人でも多く本を読み、『心に残る1冊の本』と出会えるまち」を実現するため、目指す子どもたちの姿(数値目標)と具体的な取組目標を定めていました。
- 取組目標を達成するために設定した具体的方策に取り組んだ主な成果と課題は次のとおりです。

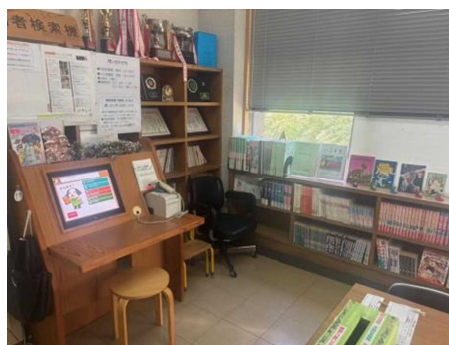
#### 目標Ⅰ 幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする

- 家庭では、親子の読み聞かせや読書の時間づくり、定期的な図書施設(公立図書館や書店など)の利用を目標としていましたが、アンケートではどちらも50%前後の取組率となっており、子どもの読書に熱心に取り組む家庭とそうでない家庭の二極化が進んでいます。
- 保育所、幼稚園、認定こども園(以下、「保育所など」という。)では、園での読み聞かせのほか、公立図書館と連携することで多くの絵本に触れる機会をつくったり、家庭へ本を貸し出したりするなどして乳幼児期の親子の読書活動を支援しました。一方で、職員研修の取組率や家庭の読書状況の把握率がどちらも50%程度であり、全体として一定程度の取組はできているものの、より積極的な読書推進については園によって差があります。
- 地域の子ども会では、子ども会活動での公立図書館利用率が12.5%、読書活動取組率が6%と低迷しています。アンケートでは「前年度の活動にないため取り組んでいない」という趣旨の回答も多く、子ども会として読書活動に取り組む体制づくりが課題となっています。
- 学校では、選書の際に子どもたちの意見を取り入れたり、ビブリオバトルなどに取り組んだりして、子どもの主体的な読書活動を支援しました。朝読書は83%の取組率で、頻度は「週5回」から「学期ごと」まで取組に差がありました。また、職員研修の実施率は28%にとどまっており、学校ぐるみでの活動推進が課題とみられます。

- 公立図書館では、ベビーカーなどの子育て支援用品を置いたりテーマ展示を工夫したりするなど、子どもや親子が利用したくなる図書館の環境づくりに努めました。また、保育所などや学校へ配本したり見学や団体利用を受け入れたりするなど、子どもたちが本と出会うきっかけづくりを支援しました。図書館職員が研修や講座の講師として出向く取組は、職員体制に課題があり実施できないことがありました。
- 市は、ブックスタート<sup>24</sup>や子ども司書養成講座<sup>25</sup>などに取り組み、発達段階に応じた子どもの読書・読書活動を支援しました。一方で、読み聞かせ講座の開催やおはなしボランティアの育成などは、コロナウイルス感染症の影響などもあり、実施できませんでした。

## 目標Ⅱ 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境づくり

- 78%の学校が学校図書館図書標準を達成しており（小・中学校は100%）、80%以上の学校でおすすめ本を紹介したり、学級文庫を設置したりするなど、子どもたちが本と出会えるような読書環境づくりを行っています。一方、学校図書館の地域開放は11%となっており、ほとんどの学校で取組ができていません。
- 市は、開聞庁舎や山川ヘルシーランドの子どもの遊び場「まめっこランド」に図書コーナーを設けるなど、子どもの利用が見込まれる施設で子どもたちが本と出会う環境づくりを行いました。
- 市と公立図書館の課題として、図書館から遠い地域に住んでいる子どもたちのための支援があります。第3次読書計画期間中に新たな遠隔地支援サービスには取り組んでいません。現在実施しているサービスについて、アンケートによると、子どもたちの5割が校区公民館などに設置しているOPAC<sup>26</sup>のことを「知らない」と答えています。また、校区公民館図書室のことは7割が「知らない」という結果が出ています。



今和泉校区公民館図書室内のOPAC

<sup>24</sup> (ブックスタート)1992年(平成4年)にイギリスで始まった、赤ちゃんの時から本に接してもらうことで、言葉と心を育てる運動です。0歳児健診の時などに市町村自治体が絵本を配布します。指宿市では本を送るだけでなく、図書館の利用や読み聞かせの大切さを伝えようと、公立図書館で絵本を配布しています。

<sup>25</sup> (子ども司書養成講座)本市ではいぶすき子ども司書養成講座として、市内小学4～6年生、市内中学生を対象に実施しています。司書の仕事や本の紹介方法を学習。本を読む楽しさを同世代の子どもたちに伝えています。子ども司書制度は平成21年度に福島県矢祭町で始まりました。

<sup>26</sup> (OPAC) Online Public Access Catalogとは、図書館や資料館などの利用者が使えるように整備された、オンライン蔵書目録検索システムのことです。OPACは「オーパック」または「オパック」と読み、図書館資料の書誌情報や所蔵情報を電子化し、コンピュータ上で検索できるようにしたものをいいます。

### 目標Ⅲ 読書事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動を行う

- 公立図書館は、転入者にチラシを配布したり、イベントのチラシを学校に配布したりして、図書館の利用啓発に努めました。また、ホームページも定期的に更新を行っています。
- 市は、広報紙や公式ホームページで読書関連事業の広報を行っていますが、最も認知度の高い「図書館での絵本の読み聞かせ会」でも5割を超えていないのが現状です。
- 以上の取組の結果、数値目標の達成状況は次のとおりとなりました。

#### <数値目標>

##### ■家庭・学校・公立図書館・地域の活動を通じて期待される数値目標（重点目標）

	項目	H30実績	目標	R7実績	達成状況
①	読書への関心が高い （「読書が好き」という割合の改善）	小3 79% 小6 73% 中2 61% 高2 66%	全学年 80%	小3 88% 小6 68% 中2 61% 高2 47%	×
②	高校生の不読率の改善 （読書習慣を身に付けて維持している）	高2 33%	26%	38%	×

##### ■家庭で期待される数値目標

③	家庭で定期的に読み聞かせをしている割合の改善	66%	80%	56%	×
---	------------------------	-----	-----	-----	---

##### ■学校で期待される数値目標

④	読書計画を学校の読書指導計画や方針に取り込んでいる割合の改善	55%	100%	94%	×
⑤	学校図書館図書標準を達成（継続）している学校の割合を増やす	小学校 75% 中学校 100%	100% 100%	100% 100%	○

##### ■公立図書館で期待される数値目標

⑥	貸出カードを持ち、年1回以上本を借りる児童生徒の割合	30%	50%	26%	×
---	----------------------------	-----	-----	-----	---

##### ■指宿市教育委員会・公立図書館で期待される数値目標

⑦	読書事業の広報を行い、認知度を高める	平均 16%	33%	平均 23%	×
---	--------------------	--------	-----	--------	---

○ 数値目標7項目のうち、目標を達成できたのは1項目のみとなりました。また、4項目は、平成30年の実績より悪化しています。それぞれの原因について、次のとおり考察しました。

○ 「読書への関心が高い」「高校生の不読率の改善」に関し、小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に新型コロナウイルスの感染拡大を受け実施された学校の全国一斉臨時休業<sup>27</sup>などを経て、全国的に上昇しています。国は、不読率上昇の原因として、学校図書館や公立図書館へのアクセス制限などの可能性を挙げています。また、同時期、小中学生において学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告<sup>28</sup>もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性があるとしています。指宿市でも同様の可能性があります。

○ 「家庭で定期的に読み聞かせをしている割合の改善」に関し、市内の子育て家庭における共働き家庭の割合は増加の一途をたどっています。また、アンケートでは、読書をしていない理由、図書館を利用しない理由に「時間がない」ことを挙げる人が多くいました。一方で、9割の保護者が「読書は大切である」と答えていることから、読書の重要性は認識しながらも、親も子どもも生活が忙しい中で、その優先順位が低いようです。

○ 「貸出カードを持ち、年1回以上本を借りる児童生徒の割合」に関し、公立図書館職員は、児童生徒の図書館利用が減っている原因として、新型コロナウイルス感染症の影響、放課後児童クラブなどの利用や親の忙しさにより図書館に連れて行ってもらえない子が増えていることなどの可能性を挙げています。

○ また、第3次読書計画では、第7章で「すべての子どもを対象にした読書活動の推進」を掲げ、視覚や聴覚、識字などに障害のある子どもや母国語が日本語ではない子どもたちの読書について目標を定めていました。公立図書館では、コーナー展示やりんごの棚<sup>29</sup>の設置をしたり、特別支援学校への団体貸出、図書館見学・職場体験受入をしたりするなど、要望や利用の状況に応じて取組を行いました。



山川図書館のりんごの棚

<sup>27</sup> (学校の全国一斉臨時休業) 令和2年2月末、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。このことを受け、指宿市でも全ての学校が約1週間休業となりました。

<sup>28</sup> (調査報告) 令和4年度子供読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)濱田秀行氏発表、東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所(2022)「子どもの生活と学びに関する親子調査 2021 ダイジェスト版」

<sup>29</sup> (りんごの棚) 特別なニーズのある子どもを対象としてスウェーデンの図書館でスタートした公共図書館サービスの一つです。「りんごの棚」には、本を読むだけでなく、聴く・触る・機器を使うなどのいろいろな方法で読書を体験できるさまざまな利用しやすい形式の資料や読書支援のための道具があります。また、大人向けに子どもをサポートするためのさまざまな障害に関する資料もあります。

## 2 アンケートから見える現状と課題

### <全般的な現状・課題Ⅰ>

(子どもの読書の現状や課題は何か。)

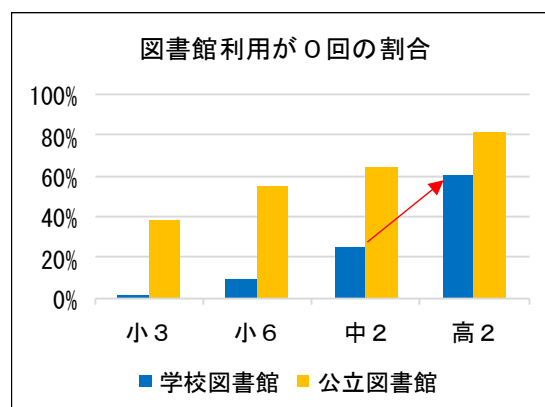
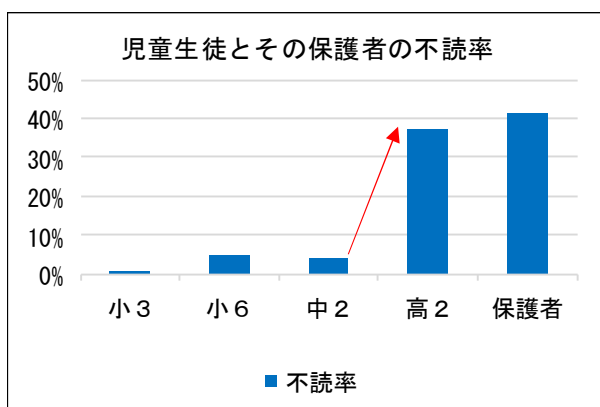
**不読率（1か月に1冊も本を読まない割合）は、高校生になってから急上昇している。**

- 不読率は中学校→高等学校の間で3割上昇しています。不読率が高まるのは小学校→中学校，中学校→高等学校の接続期だといわれています。<sup>30</sup>

	小3	小6	中2	高2	保護者
本市読書冊数（月平均換算）	35.7冊	15.2冊	10.8冊	2.7冊	1.5冊
不読率	1%	5%	4%	38%	41%

- 学校図書館や公立図書館を利用しない割合は、学年が上がるにつれて増加しています。学校図書館を利用しない割合も中学校→高等学校の間で3割の上昇がみられます。

	小3	小6	中2	高2
学校図書館の利用が週0回	2%	9.4%	25%	61%
公立図書館の利用が月0回	38%	55%	65%	81%



<sup>30</sup>（不読率が高まるのは小学校→中学校，中学校→高等学校の接続期）東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所「子どもの生活と学びに関する親子調査」（2016）

## <全般的な現状・課題Ⅰに対する考察>

(なぜ高校生になると本を読まなくなるのだろうか。)

### [高校生が本を読まなくなる理由]

- ①**授業や部活動などで読書の時間が取りづらいことやスマートフォンの所有や交友関係が広がる中で、年齢とともに読書への関心が低くなる。(勉強・部活動・アルバイト・友人・ゲーム・SNSへの関心)**

- 年齢が上がるにつれて、授業や部活動などで学校で過ごす時間が長くなり、家庭で読書をする時間が取りづらくなる傾向にあります。そのうえ、高校生が学校図書館に行かない理由の第1位は「図書室に行く時間がないから」となっており、学校の中でも読書に充てる時間がない、優先度が低い様子が読み取れます。
- また、保護者からも「中高生になるとスマートフォンの利用時間が長くなり本を読む時間が格段に減った」「SNSを見る時間が増えた」といった意見があり、第3章のとおりスマートフォンの普及がきっかけで、読書への関心が薄れることや交友関係が広がる中で、読書離れが進むことが考えられます。

### [高校生が本を読まなくなる理由]

- ②**中学生までに読書習慣がないと、読書に慣れていないため、推薦図書<sup>31</sup>など中高生を対象とした本が難しいと感じ、読書への苦手意識が生まれる。**

- 読書が「嫌い」と回答した中学生にその理由を聞いたところ、多くが「めんどくさい」「字を読むことが嫌い」「苦手」という意見でした。
- 高校生からは「保育園、小学生の頃から漢字、言葉表現をしっかり学んで、読書の楽しさを知れたら良かった」という意見もあり、幼少期や小学校の時に読書に慣れること(読書の習慣化)ができていなかったため、苦手意識が生まれ、読書離れにつながっていると考えられます。

### [高校生が本を読まなくなる理由]

- ③**中高生になると好きな作家やジャンルの細分化が進む。そのため学校図書館の蔵書(読んでほしい本)と生徒が読みたい本に差が生まれる。**

- 読書が「好きでも嫌いでもない」と回答した中高生にその理由を聞いたところ、「自分の趣味に合う本は好き」「気になる本しか読みたくない」といった意見がありました。

<sup>31</sup> (推薦図書) 図書館、学校、団体などが、年齢層に応じた観点など一定の判断に基づいて「これは良い本だ」「読んでほしい」と選んで薦める本です。

- 学校図書館の利用がほとんどない中高生にその理由を尋ねたところ、約半数が「読みたい本がない」という意見でした。また、学校図書館や公立図書館に対して「もっと本を増やしてほしい」「(特定の本・シリーズ)の本を置いてほしい」「漫画を置いてほしい」といった意見が多くみられました。

Q 学校図書館を利用しない理由を教えてください。

	中2	高2
読みたい本がないから	42%	39%

### <全般的な現状・課題2>

(子どもの読書の現状や課題は何か。)

**読書時間や読書量の個人差が大きい。家庭での取組に差がある。**

- 学校の先生から「毎日のように図書室を利用し、多くの本を読む児童がいる一方で、読書習慣が身に付いておらず、月に1冊も本を読まない児童も一定数存在する」といった意見や、保育所などから「親子読書に対する熱量は家庭によって差があり、それが大きくなりつつあるように感じます」という意見が聞かれました。
- 子どもも保護者も約9割が読書は大切だと思っているものの、読書につながっていません。1か月に読む本が0冊の人(不読者)でも約7割は読書が大切だと考えています。読書は大切だと考える不読者に本を読まない理由を聞いたところ、中高生と保護者は「忙しい」、全ての年齢で「テレビやスマートフォンの時間を優先したいから」と考えている傾向があり、優先順位の低さがうかがえました。

	小6	中2	高2	保護者
読書が大切だと思う割合(全体)	83%	91%	86%	87%
読書が大切だと思う割合(不読者)	43%	75%	71%	76%

### ○読書は大切だと考える不読者が本を読まない理由

	小6	中2	高2	保護者
読みたい本がないから	67%	0%	41%	13%
勉強や習い事が忙しくて時間がないから	0%	67%	47%	61%
本を読むのは面倒だから	33%	0%	29%	12%
テレビやスマートフォンの時間を優先したいから	100%	67%	24%	14%
その他	0%	0%	0%	7%

## <全般的な現状・課題2への考察>

(なぜ各家庭での取組に差があるのだろうか。)

**宿題・部活・インターネット・テレビ・社会情勢の変化により、家庭での「読書の時間」が取りづらくなっている。**

- 保護者からは、子どもの読書状況に対し「家では暇さえあればゲームやタブレットを使っている」「タブレットでの動画視聴時間を読書に充てたいと常日頃考えているが、いい案が浮かばない」といった意見があり、第3章で紹介したように、ICT環境の変化で読書時間よりメディア時間を優先している実態がみられました。
- また、「平日読書時間を設けるとしたら帰宅後の4時間位の間はどこかとなり、習い事がある日は厳しいと感じる」「親の共働きが当たり前になり、子どもたちも毎日学童利用となり帰宅時間が遅くなると読み聞かせをする時間が取れない」といった、余暇の時間が取りづらいという意見もありました。
- 保育所からは「保育利用時間が長く、帰宅してから就寝までの時間が短いため、親子でゆっくり過ごす時間がない家庭が多く感じる」、小学校からは「児童の学習内容の増加、習い事などにより読書時間の確保ができない家庭もある」「家庭で本を読む時間をつくらない生徒が多い」という意見がありました。
- 一方で、保護者からは「親子読書の日は、本が嫌いな私でも子どもと一緒に読むようにしている」「毎晩読み聞かせをしたり、月に2回は図書館に本を借りに行くようにしています」といったように、意識して本に触れる環境をつくっている意見もありました。
- 限られた時間の中では、意識的に読書の時間をつくる必要があります。そのため家庭での読書の取組の有無が、結果的に読書時間や読書量の個人差につながると考えられます。

### <学校図書館の現状・課題1>

**学校図書館の利用回数は多い。その分蔵書の充実が求められている。**

#### ○ 学校図書館の月平均利用回数

	小3	小6	中2	高2
学校図書館	12回	9回	7回	3回

- 学校図書館に関しては、利用回数が多い反面「本をどんどんふやしてほしい」(小3)、「学校図書館図書標準<sup>32</sup>には達しているが、学級文庫の設置をしているので蔵書が不足している」(中学校職員)、「見たことのある本ばかりだと子どもたちの足が遠のいていく」(保護者)など、蔵書の充実を求める意見が多数みられました。

### <学校図書館の現状・課題1への考察>

(読書率を上げるためにはどのような取組が必要だろうか。)

- 子どもたちの利用がとても多い学校図書館の蔵書を充実させることで(中学校はジャンルを増やす)、読書率は上昇すると考えられます。

### <学校図書館の現状・課題2>

**学校のデジタル化が進み、調べ学習などでの学校図書館利用が減ってきている。**

- 学校からは、「タブレット端末の使用が増え、図書館での調べ学習をしない学級もある」(小学校職員)、「情報端末の多様化に合わせて、生徒も先生方も本を利用する(本を読む)機会が減った」(中学校職員)、保護者からは「調べ学習など、タブレット学習に依存しすぎではないか」といったように、デジタル化が進み、学習での学校図書館利用が減っていることを実感・懸念する声があがりました。

### <学校図書館の現状・課題2への考察>

(学習で学校図書館を利用してもらうにはどのような取組が必要だろうか。)

- 学校図書館を利用した学習とデジタル端末を利用した学習それぞれの強みを教職員が理解して、児童生徒へ使い分けを促すことで学校図書館の活用につながると考えられます。
- 学校図書館のデジタル化を推進し、児童生徒の手元にあるデジタル端末から、学校図書館の蔵書検索をしたり学校図書館の学習への活用例にアクセスしたりできるような環境づくりを進めることも有効です。

<sup>32</sup> (学校図書館図書標準) 小学校・中学校の学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、学校種学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されています。

<公立図書館の現状・課題>

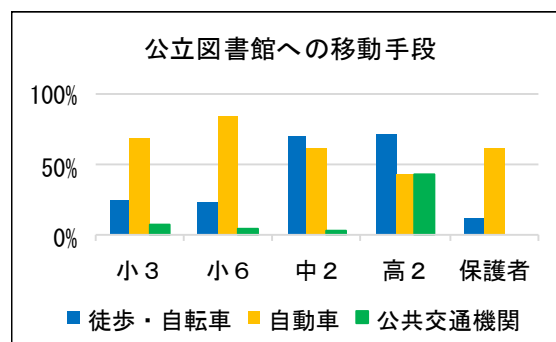
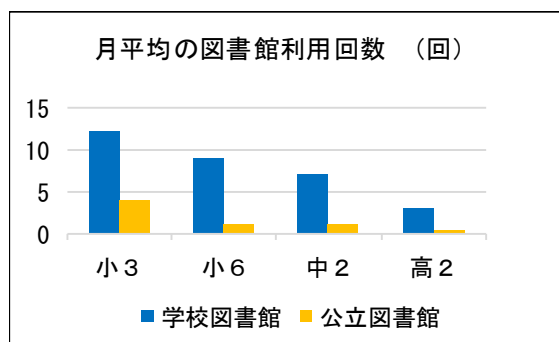
①学校図書館に比べると公立図書館を利用する回数は少ない。また図書館へ行くのが難しい人に対するサービスの向上が求められている。

○ 月平均の図書館利用回数

	小3	小6	中2	高2	保護者
学校図書館	12回	9回	7回	3回	
公立図書館	4回	1回	1回	0.3回	1回

○ 公立図書館への移動手段

	小3	小6	中2	高2	保護者
徒歩や自転車	25%	23%	70%	71%	12%
親や知り合いの車 ※保護者は「車やオートバイ」	68%	84%	62%	43%	62%
バスやJR	8%	4%	3%	43%	0%



○ 「指宿図書館にいったことがない」(柳田小3), 「子どもが一人で図書館に行けない」(指宿小保護者)と意見があるように、図書館が徒歩圏内でない子どもの利用回数は減る傾向にあります。特に小学生においては、保護者の協力が必要です。

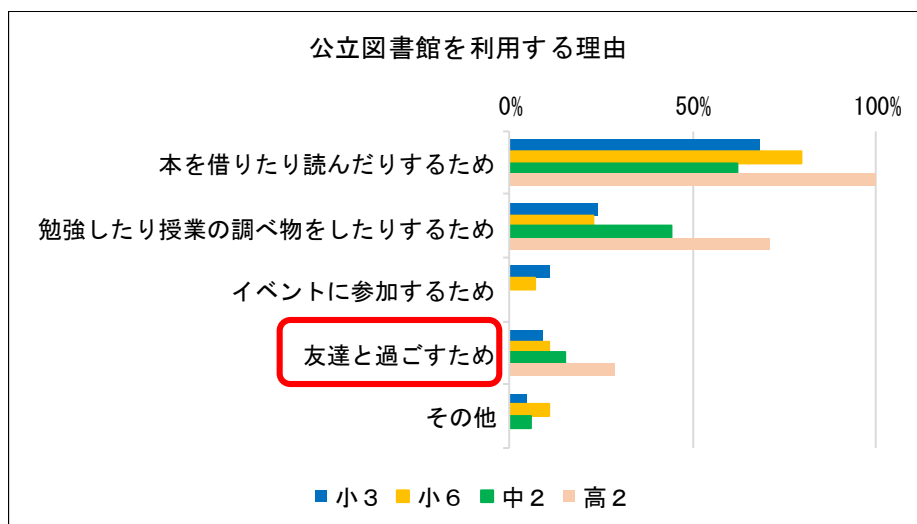
○ また「公立図書館は車でないと行けないので、校区公民館の本の冊数を増やして子どもたちが気軽に立ち寄れる場所にしてほしい」(保護者), 「児童が歩いていけるような図書館(分室や移動図書館車<sup>33</sup>でも)が欲しい」(読書グループ), 「開間にちゃんとした図書館を整備してほしい」(保育所)といった、公立図書館へ行くのが難しい人に対する図書サービスの充実が求められています。

<sup>33</sup> (移動図書館車) 指宿市では、昭和60年9月から市民がより身近な場所で読書ができるように移動図書館車「つまべに号」を運行し、市内の保育所・幼稚園、小学校、団地等を巡回しました。老朽化や一般の利用者の減少から平成17年4月からは、移動図書館車から図書配本車に切り替えて、保育所・幼稚園、小学校に図書を配本しています。

②「読書」や「勉強」以外に、高校生は「友達と過ごす」、保護者は「子どもと一緒に過ごす」使い方をしている。

Q 公立図書館を利用する理由は何ですか。

	小3	小6	中2	高2	保護者
友達（子ども）と過ごす	9%	11%	15%	29%	59%



- 「カフェや親子で過ごせる空間をつくってほしい」（保護者）と意見があるように、県内にカフェや交流スペースが併設された図書館ができたこともあり、「読書」「勉強」以外に「交流」などの機能が求められています。また年齢が上がるにつれて、「交流する場所」として図書館を捉えています。

#### <公立図書館の現状・課題への考察>

（利用回数を増やすためにはどのようにすれば良いだろうか。）

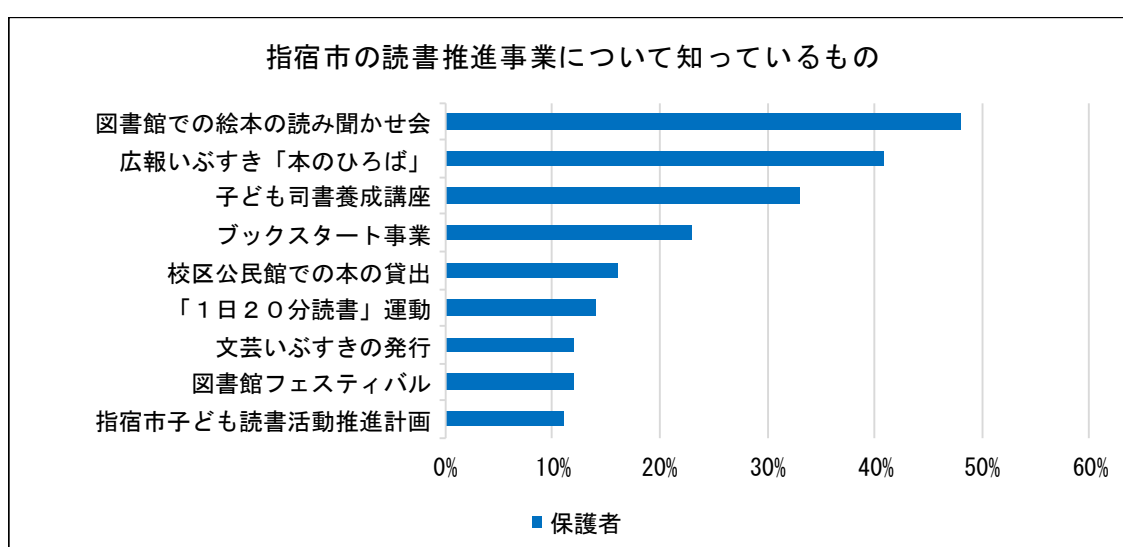
- 特に小学校までは、図書館の利用を親子で習慣化してもらう働きかけが必要です。
- 図書館に本を読む、勉強をする以外の機能（カフェ・交流など）をもたせ、会話や読み聞かせのコミュニケーションが取れるようなスペースをつくれば、利用回数や貸出冊数が増えると考えられます。
- 同時に図書館へ行くのが難しい人に対する図書サービスの充実・図書館利用の補助（学校や地域）が求められています。

<行政の現状・課題Ⅰ>

**読書の事業や啓発が市民に伝わっていない。家庭への読書活動の支援不足にもつながっている。**

○指宿市の読書推進事業の保護者認知度

子ども読書活動推進計画	ブックスタート	子ども司書養成講座	図書館フェスティバル	公立図書館の絵本読み聞かせ
11%	23%	33%	12%	48%
文芸いぶすき	校区公民館の本の貸出	広報いぶすき「本のひろば」	「1日20分読書」運動	
12%	16%	41%	14%	



- 保護者からは、「本を買う補助金など、中学生以下限定でもあれば助かるのでは」「各家庭の収入状況や子どもと関わる時間を調べたらいいのでは」といった新たな取組や現状の把握を求める声も聞かれました。

<行政の現状・課題Ⅰへの考察>

(市の事業や啓発を市民に伝えるにはどのようにすれば良いだろうか。)

- 読書率を上げるために、広報手段を工夫し読書推進事業の認知度を高め、利用を増やすことが必要です。
- 現在行っている事業が家庭の読書活動支援につながっているのか、ニーズや効果を把握するための調査をすることが考えられます。

## <行政の現状・課題2>

### 学校図書館や公立図書館でのDX推進が求められている。

- 子どもたちからは、「いつでもどこでも誰もが読める世界になってほしい」（小6）「ほとんどの人が読書を楽しめて、さまざまな意見を全員で交流できるようになってほしい」（中2）といった意見もあり、「どこでも」読書ができる遠隔地の図書サービスのほか、視覚に障害のある方や日本語が母国語ではない方など「誰もが」読書ができるような環境が求められています。
- 学校図書館職員からは、「情報共有や発信のためデジタル端末が欲しい」「これからの時代に合った図書館環境が整えられることを希望します」といった学校図書館のDX推進に関する意見があがりました。児童には1人1台のデジタル端末が用意される一方で、学校図書館が学校のデジタル化に追いつけていない現状が見えてきました。

## <行政の現状・課題2への考察>

（学校図書館や公立図書館のデジタル化はどのようにすれば進むだろうか。）

- 電子書籍整備など図書館サービスのデジタル化を進めることは、「いつでも・どこでも・誰もが」読書を楽しむために有効な手段の一つです。
- 学校図書館や公立図書館のDX推進は、予算やシステムの連携などを踏まえ、行政において検討を進めていく必要があります。

### ■紙と電子の使い分けと学校図書館の役割

- 令和6年度開催の第2回図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（文部科学省）において、小学校司書の委員が実践事例発表の中で、次のように述べています。
- 「タブレットで調べるから学校図書館を活用しなくなったという話を聞きますが、タブレットで調べる機会が増えたからこそ、児童の情報リテラシーを向上させる役割があると考えています。（中略）学校図書館は、情報活用能力の育成をサポートする場として多様な情報源を使えるように環境を整え、その使い方については丁寧に利用指導するということが重要と考えます。（中略）多様なメディアに触れ、効果的な使い方を学習することは、児童の選択肢を増やし、自分の目的に合わせて活用する土台をつくります。実際 Google があればいいと言っていた6年の児童が、学習後には紙とデジタル両方を偏りなく使って調べることができるようになりました。

タブレットを使った学習時には必ず故障や充電切れの児童が数名います。タブレット操作がうまくできない子や、情報が多過ぎて途中で読むのをやめてしまう子もいます。情報源は一択ではないということは、多様な児童の現状に合わせて学習を止めず、意欲を下げずに継続することにつながります。」

（文部科学省 HP [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/050/giji\\_list/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/giji_list/index.htm)）

<その他アンケートからわかったこと1>

**中高生で心に残る1冊と出会っている割合は約半数。中学生の頃に、家族・友達・先生・学校図書館を通じて出会った割合が高い。**

- 生涯にわたって読書が好きになる、読書習慣が身に付くためには、義務教育段階において「好きな本」や「忘れられない本」など、心に残る1冊に出会うこと<sup>34</sup>が影響するといわれています。
- 中高生へ「今まで読んだ本の中で、一番好きな本を教えてください」という問いに関連し、「その本（一番好きな本）を読んだ時期」を尋ねたところ、約5割が「中学生の頃」であると回答しました。

Q その本（一番好きな本）を読んだのはいつごろですか。

	中2	高2
小学生以下	44%	17%
中学生の頃	50%	52%
高校生の頃		17%

- また「その本（一番好きな本）を読んだきっかけ」を見ると中学生の時に、「学校図書室」「家族や友達、先生」を通じて出会う割合が多いことが分かりました。

Q（一番好きな本を）読んだきっかけを教えてください。

	中2	高2
学校図書室にあったから	57%	27%
家族・友達・先生の紹介	30%	40%
指宿図書館、山川図書館にあったから	3%	4%
課題図書や図書リスト、パンフレットなどで紹介されていたから	0%	4%
その他	26%	31%

<その他アンケートからわかったこと1への考察>

- 心に残る1冊と出会うためには、特に中学生の時期に「家族・友達・先生」から働きかけをすることや、特に「学校図書館」での環境づくりが有効だと考えられます。

<sup>34</sup>（心に残る1冊に出会うこと）独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書（平成25年2月）」、第1回子供の読書活動推進に関する有識者会議（文部科学省）より。

## <その他アンケートからわかったこと2>

**漫画に関連する意見や、漫画・アニメ・映画などのメディアミックス<sup>35</sup>作品に関連する意見が多い。**

Qこの1か月で漫画は読みましたか。(1か月に読む本が0冊の人への質問)

	小3	小6	中2	高2	保護者
読んだ		86%	25%	42%	15%

- 本を読まない児童生徒でも、約半数は漫画を読んでいます。学校図書館や公立図書館に対しても「漫画をもっと置いてほしい」という意見が多くみられました。また、「一番好きな本」に漫画や漫画原作の小説を挙げる児童生徒が多数いました。
- 保護者からも「本に限らず、活字を読むのであれば漫画でも構わない」「私は漫画が絵本の大人バージョンだと思っていますので、本を読まない人にはまず漫画をおすすめします」など、漫画も読書である、漫画を読書のきっかけにしたら良いと考えている声があがっていました。
- また保護者・児童生徒ともに「今まで読んだ本の中で、一番好きな本を教えてください」との問いに関連し、「その本を読んだきっかけ」として「漫画・アニメ・映画が面白かったから」との意見が多数ありました。加えて「その本が好きな理由」に対し「小説でも映画やアニメと違った感情があり読むのが楽しかった」(高2生徒)といった、メディアミックス作品を読書のきっかけとして活字を読むことの楽しさに気付く意見もありました。

## <その他アンケートからわかったこと2への考察>

- 漫画やメディアミックス作品などを入口とした、包括的な読書支援をすれば、読書への関心が高まり、読書冊数が増加し、読書率が上昇するのではと考えられます。

<sup>35</sup> (メディアミックス) メディアミックスとは異種の媒体を複数用いて作品を広告する手法のことです。漫画やゲームのアニメ化やアニメの漫画・ゲーム化等がこれにあたり、複数の媒体を用いることで作品の知名度を高めることを目的としています。

## 第5章 基本的な方針

(この章では、市の総合振興計画や現状・課題を踏まえた基本的な方針を紹介します。)

### <第二次指宿市総合振興計画【教育文化】の基本目標>

指宿市のまちづくりの最上位である総合振興計画では、教育文化の分野で次のようなまちづくりを目標としています。

ふるさと 郷土を愛し 未来を拓く 未来を拓く 豊かな人材を育むまち



### <第4次指宿市子ども読書活動推進計画の基本目標>

総合振興計画を踏まえて、本計画の基本目標を第3次読書計画から引き続き次のように設定します。

子どもたちが1人でも多く本を読み、「心に残る1冊の本」と出会えるまち



### <目指す子どもたちの姿(数値目標)>

○ 基本目標を踏まえて、目指す子どもたちの姿(数値目標)を次のように定めます。

- (1) 読書への関心が高い(「本を読むのが好き」だという割合を増やす)
- (2) 読書習慣を身に付けて維持している(高校生の不読率を改善する)
- (3) 心に残る1冊の本と出会っている

### <具体的な数値目標(重点目標)>

Q 本を読むのは好きですか。

	小3	小6	中2	高2
好き(現状値)	88%	68%	61%	47%
目標値	88%	78%	70%	51%

Q 不読率(1か月に1冊も本を読まない割合)

	高2
不読率(現状値)	38%
目標値	26%

## <私たちの具体的な取組目標>

- 以上を踏まえて、子どもたちが、(1)読書への関心が高い、(2)読書習慣を身に付けて維持している、(3)心に残る1冊の本と出会っている、そのために3つの具体的な目標を定めます。

### I 幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートします

- 読書習慣を身に付けるためには、発達段階や個人差(好みや読解力)に合わせた、幼児から高校生まで切れ目のない読書支援が必要です。また家庭や学校などでの読書時間の確保や読書の関心を高める取組に努めます。

### II 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境をつくります

- 子どもが本を読みたくするには、身近な場所に本棚や図書館があり、読みたいと思える本が揃っていることが必要です。そのために学校図書館・公立図書館のDXを含めた環境整備、すべての子どもたちが本を手にとれる読書環境の充実に努めます。

### III 読書関連事業を広く知らせ、本が読みたくするよう啓発活動を行います

- 市全体で読書を盛り上げるためには、行政や学校、公立図書館、民間団体の読書関連事業を市民に知らせ共有し、横断的な読書活動につなげることが必要です。また一人一人が「本を読みたい」と思えるよう、読書の有用性を市民に伝えるよう努めます。

### ■発達段階に合わせた読書支援

- 発達段階に合わせ次のような読書支援が考えられますが、子どもの発達は多様であり、すべての子どもたちが読書に親しめるように個々の状況に合わせた支援が求められています。

#### ① 幼稚園、保育所等の時期(おおむね6歳頃まで)

大人からの言葉かけや、やりとりを通じて次第に言葉を獲得する。読み聞かせ等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。様々な体験を通じて、イメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### ② 小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める。その一方、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### ③ 中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

#### ④ 高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

\*:子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(文部科学省)を参照しました。

## 第6章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

(この章では目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲごとに家庭や学校などの役割、活動目標を紹介します。この活動目標は、現状や課題、既存の取組、国や県の計画に基づいて策定しています。)

### 目標Ⅰ 幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする

#### 1 家庭における子どもの読書支援

##### ①役割や在り方

- 子どもが初めて本に出会う場所が家庭です。そして読書習慣は、毎日の生活を通して身に付くものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が、読書の時間を確保し読み聞かせをすることや図書施設の利用を習慣化することが大切です。
- 絵本の読み聞かせは、子どもにとって心地よさや温もりを感じる大切な機会です。家族の絆を深める手段としても効果的です。<sup>36</sup>
- 中高生に比べ、幼児や小学生は家庭環境や家庭生活に影響を受けます。<sup>37</sup>家庭においては、乳幼児期や学童期の取組が重要です。

##### ②活動目標（数値目標）

- (1) 1日20分間を目安に<sup>38</sup>、親子の読み聞かせや読書の時間をつくります。  
(小学校低学年以下：家庭で定期的に読み聞かせをしている割合 56%⇒65%)  
(小学校高学年以上：家庭で定期的に読書の時間を設けている割合 65%)

- 乳幼児期や小学校低学年時は読み聞かせをしたり、小学校高学年や中高生は家族で読書する時間をつくり感想を伝え合ったりするなど、子どもの成長や好みに合わせながら本に触れる時間をつくります。

- (2) 定期的に図書施設（公立図書館、本屋など）を利用します。

(子どもが定期的に図書館や書店に行っている割合 57%)

※参考値 定期的に子どもと図書館や書店に行っている割合 現状：48%

<sup>36</sup>「絵本を読んであげる良さは、子どもが安らぎ、心が安定することです。子どもにとっては、大人が自分に向き合ってくれて愛情を感じる時間」(広報いぶすき平成27年2月号 指宿図書館下吹越館長)

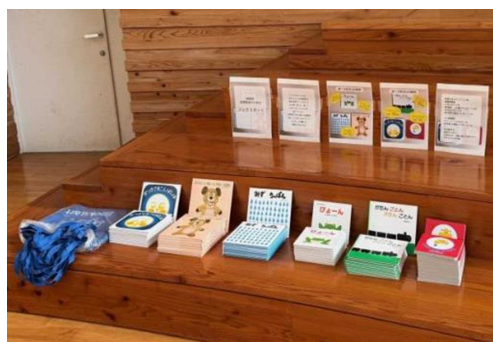
<sup>37</sup>第2回子供の読書活動推進に関する有識者会議(平成29年・文部科学省)において、ベネッセ教育総合研究所より「家庭の影響がみられるのは小学生まで。中高生は恐らくそれ以外の影響が強まる」との報告があります。

<sup>38</sup>(1日20分間)鹿児島県子ども読書活動推進計画

### ③家庭を支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

- ア ブックスタート事業（満1歳未満の乳児を対象に、絵本を1冊プレゼント）を継続します。
- イ 保育所などや小・中学校における、読書活動に関する保護者の学びの場づくりを支援します。
- ウ 保護者を対象とした読み聞かせ講座や読書の効用、重要性の理解を促すための講座の開催を検討します。
- エ 産前産後の親に対して、乳幼児期の読み聞かせの大切さや絵本の楽しみ方を伝える取組を検討します。
- オ セカンドブック<sup>39</sup>など、発達段階に合わせて本のプレゼントを行うことでの継続的な支援を検討します。
- カ 校区公民館などの図書施設を家族で使いやすくする環境づくりを進めます。



複数種から絵本を選べる指宿市のブックスタート

#### 【公立図書館は…】

- ア おはなし会などのイベントを開催することで、家族での来館のきっかけをつくるほか、家庭における読み聞かせの支援を継続します。
- イ 乳幼児サービスや絵本・児童書コーナーの充実など、親子で来館しやすい環境づくりを行います。
- ウ 家庭教育学級などの学びの場へ協力（講演活動など）をします。



指宿図書館の絵本・児童書コーナー

<sup>39</sup>（セカンドブック）3歳児検診時に絵本をプレゼントするなどの取組です。

【学校（小学校・中学校・高等学校など）は…】

- ア 毎月 23 日を家族団らんの日（読書の日・ノーメディアデー）<sup>40</sup>として、各家庭に知らせ親子でも読書と呼びかけるなど、家庭での読書の時間づくりを支援します。
- イ 図書館だよりなどを通じて、おすすめの本を紹介します。

【市から地域に対しては…】

- ア 敬老会や六月灯、朝読み夕読みなど、子どもが地域で読む機会づくりを促します。
- イ 子ども会で取り組める読書活動の情報提供を行い、取組を促します。

■保護者の皆さんより、各家庭での活動を紹介してもらいました。

□保護者自身が読む姿を見せる

- ・自分自身で読書を楽しんで、楽しさを伝えている。
- ・家にいくつか本棚を置き、まず親が本を読む姿を子どもに見せたり、読書の大切さを伝えたりした。
- ・子どもが借りた本を親も読む(どんな内容なのか子どもたちと後で話せるように)。

□意識的に読書の時間をつくる

- ・夜、寝る前に各自の読書タイムをつくっている。
- ・20 時からはノーメディアにして本を読んでいる。

□本に手が届く環境をつくる

- ・図書館で借りた本は棚に直さず、手の届く場所に置き、いつでも読めるようにしている。
- ・目につくところに本棚を設置している。

■学校より、家庭での読書を支援する取組を紹介してもらいました。

□23 日「読書の日」に関連した取組

- ・毎月 23 日は読書日記に取り組んでいる。給食の放送で毎月 1 週間程度、児童が読書日記を紹介している。
- ・23 日を含む週に家族でいっしょに 20 分間の読書を楽しむ日をつくるよう啓発している。
- ・毎月 23 日を含む週におやこ読書カードを配布し、家庭でおやこ読書をする時間を設けてもらえるようにしている。



廊下に掲示される読書日記

<sup>40</sup>県の「毎月 23 日は子どもといっしょに読書の日」を受けて、平成 20 年度から指宿市が独自に始めた取組です。「月に 1 日だけでも、メディアの視聴を控えて家族の会話や本を読みましよう」という趣旨があります。

## 2 保育所などにおける子どもの読書支援

### ①役割や在り方

- 幼稚園教育要領や保育所保育指針などにに基づき、乳幼児期に文字に親しんだり読書の楽しさを伝えたりするような取組が期待されます。同時に保護者に対して、読み聞かせの大切さや意義を広く知らせることが求められています。

### ②活動目標

(1) 発達段階や関心に応じた絵本やおはなしボランティア<sup>41</sup>を活用して、楽しく親しみやすい読書活動に努めます。

(2) 選書や読み聞かせなどの研修の機会を設け、職員の資質向上に努めます。

(3) 「園だより」での絵本紹介や家庭への絵本の貸出など、保護者への読書活動の広報や啓発に取り組みます。

### ③保育所などを支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

- ア 読書活動に協力する、おはなしボランティアを育成します。
- イ 保育所などによる保護者の学びの場づくりを支援します。

#### 【公立図書館は…】

- ア 読書環境の支援のため、園と連携し図書の配本を行います。
- イ 保護者の学びの場や職員研修の講師として、取組を支援します。

#### ■保育所・幼稚園・認定こども園より活動を紹介してもらいました。

##### □日々の読み聞かせ活動

- ・ 毎日2回以上絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。
- ・ 園庭での絵本の読み聞かせの環境づくりを行っている。
- ・ 保育園での絵本読み聞かせの様子をInstagramで配信している。
- ・ 子どもたちが楽しめるように、山川図書館の本を借りて、種類を入れ替えている。

##### □イベント時や節目の活動

- ・ 毎月一度、市民ボランティアの方が来園し、おはなし会を実施している。
- ・ 卒園児は卒園記念に手作り絵本や、手作り紙芝居を作っている。
- ・ 親子オリジナル絵本作り、読書会誌の発刊している。
- ・ 四季折り折りの行事には必ず大型紙芝居、絵本を活用している。

<sup>41</sup> (おはなしボランティア) 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(文部科学省)には「異年齢交流において、小・中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行う等、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である」と記載されています。また、地域の多世代のつながりづくりのためにも、効果があると考えます。

### 3 小学校・中学校・高等学校などにおける子どもの読書支援

#### ①役割や在り方

- 子どもが多く時間を過ごす学校は、読書習慣を形成する上で重要な場所です。それぞれの学校が実態に合わせて、計画的・継続的に読書支援をすることが大切です。そのためにも、本計画に基づいた読書指導計画の作成、職員研修の実施、読書率を上げるための全校一斉読書、授業と連動した図書や学校図書館の利活用が求められています。

#### ②活動目標

##### (1) 全校一斉読書（朝読書）を行い、読書の時間を確保します。<sup>42</sup>

- 特に中高生は、授業や部活動などで読書の時間を取りづらいことから、学校での読書が、読書率の向上につながります。また、教員にとっても子どもと一緒に本を読み、子どもの好みを知る貴重な時間となります。各学校1回あたり15分・週1回以上を目安とします。

##### (2) 読書活動の推進や学校図書館の利活用に関する職員研修の機会を設けます。

- 教職員が「読書指導は大切である」という共通意識をもち、読書指導のスキルを身に付け、同じ方向性を目指すためには、年1回程度の研修が必要です。なお、学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、司書教諭を含む全ての教職員、学校司書、地域のボランティアなどが連携・協力して、計画的・組織的になされることが望ましいとされています。<sup>43</sup>
- 学校図書館運営の中心となる校長（学校図書館長）、読書指導担当教諭（司書教諭含む。）、学校図書館事務職員（学校司書）がそれぞれの役割を踏まえながら、職員全員で学校図書館の計画的な利用とその機能を学ぶことが必要です。

<sup>42</sup>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）には、全校一斉読書（朝読書）は「本を読む習慣のない子どもが本を手取るきっかけとなり、不読率の改善につながる可能性がある。学校において、読書の機会が確保されることは、子どもの読書習慣の形成を促す上で重要である。」と記載されています。

<sup>43</sup>（学校図書館の運営は～望ましい）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）

**(3) 小・中学校において、教科学習と連動した学校図書館の活用計画を策定・実践します。また公立図書館の積極的な活用に努めます。**

- 学校図書館は、「読書センター」<sup>44</sup>としての機能のほかにも、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」<sup>42</sup>としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」<sup>42</sup>としての機能も有しています。学校図書館を教科学習で積極的に活用することを計画し、児童生徒の学びを支援します。
- また、学校の教育活動の充実のために公立図書館のサービスを有効活用し、学校と公立図書館の連携を図ります。

**■ 学校図書館運営における教職員の役割**

□ 校長（学校図書館長）

鹿児島県子ども読書活動推進計画には、「校長は、学校図書館の館長であるという認識を持ち、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関して、リーダーシップを強く発揮することが望まれます。」と記されています。

□ 読書指導担当者（司書教諭を含む）

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）には「司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教師への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う」と記されています。

□ 学校図書館事務職員（学校司書）

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）には「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教師による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置く」と記されています。

□ 全教職員

鹿児島県子ども読書活動推進計画には、「読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、読書指導に関する研究協議や先進的な取組を共有するなどして、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。」と記されています。

<sup>44</sup>（「読書センター」「学習センター」「情報センター」）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）には「学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している」と記載されています。

**(4) 読書の幅を広げられるよう、子どもたちが多様な本と出会える機会をつくり  
ます。**

- 関心の移ろいやすい子どもたちが、読書への興味を保ち続けるためには、読書の世界を広げられるような支援が必要です。その方法として、ビブリオバトル、おはなし会、アニマシオン、ブックトークなどがあります。

**(5) 子ども司書や図書委員会の活用など、児童生徒の主体的な読書活動を支援し  
ます。**

- 子どもたちにとって、「友達の読んでいる本を自分も読んでみたい」と思うのは自然なことです。読むきっかけをつくったり、読みたい本を見つけ出したりするには、同世代の働きかけが効果的です。同じ目線で読書を広めることができる子ども司書や図書委員が、自ら読書推進のための活動を行い、学校・地域で活躍できるような工夫が必要です。そのことは、読書好きな子どもに自信を与え、将来的に地域で読書を推進する人材の育成へとつながります。

**■子どもの読書への関心を高める多様な取組の一部を紹介します。**

ブックトーク

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

味見読書

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組。

アニマシオン

読書のアニマシオンとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

※子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）より抜粋

## ■学校から、子どもの読書への関心を高めるための取組を紹介してもらいました。

### 【小学校】

- ・11月読書月間の取組でビブリオバトルや外部グループを招いての読書会を実施している。
- ・「ふれあい読書カード」に書名、感想、おすすめ度を記入し、その中から「今年の宝本」として1冊を選んで短冊に記入し、全校児童分を掲示している。短冊のカードは卒業時に6年間分を渡している。

### □異年齢、多世代交流

- ・5・6年児童による異学年読み聞かせ&図書委員会による読み聞かせ、先生方による「サプライズ読み聞かせ」を実施している。
- ・授業参観の一環として「読書集会」を実施し、保護者や地域の方々が児童の読書活動の様子を参観している。
- ・指宿高校生とビブリオバトルで交流している。
- ・読み聞かせの充実（職員・異学年・指宿商業高校生による）に取り組んでいる。

### 【中学校】

- ・全校生徒でビブリオバトルを行っている。生徒主体の活動として取り組み、事前の1年生への説明や予選・本選の進行なども生徒が担当した。
- ・民間会社によるポップコンテストへ参加している。
- ・職員、生徒による読み聞かせに取り組んでいる。
- ・おためし読書回転ずしを実施している。
- ・そらまめの会のブックカフェ号を利用している。

### 【高等学校】

- ・図書館で本と楽しむクリスマスコンサート（吹奏楽部による演奏会と読書会）を開催している。
- ・図書委員による図書館だよりへの4コマ漫画を掲載している（図書館での出来事を描く）。
- ・図書委員と有志がお薦めの本の帯を作成し、投票コーナーを設けチャンプ帯を決定している。
- ・国語の授業で味見読書を実施している。

### 【特別支援学校】

- ・図書委員会によるおすすめ本を紹介している。
- ・読書指導係による図書便りを発行している。
- ・地域図書館とのおはなし会を実施している。

### ③学校を支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

- ア 各学校に対して、市の子ども読書活動推進計画の周知説明を行います。
- イ 小・中学校における読書指導計画が充実するよう支援します。
- ウ 各学校での子どもの読書推進リーダーを養成することを目的とした「子ども司書養成講座」に継続して取り組みます。
- エ おはなしボランティアの育成と各学校での活動を推進します。

#### 【公立図書館は…】

- ア 学校の求めに応じて、研修に対して職員を派遣するなど、教職員のスキル向上に向けた取組を支援します。
- イ 学校図書館事務職員（学校司書）が専門的知識を習得するため、研修会の開催や他機関の研修会の情報提供を行います。
- ウ 学校授業での図書館見学や遠足の受け入れ、職場体験に協力します。
- エ 学校の求めに応じて、ビブリオバトル、おはなし会、アニメーションなどの取組を支援します。
- オ 調べ学習の支援や団体貸出を行います。
- カ 「子ども司書養成講座」に協力します。

#### 【市から家庭に対しては…】

- ア P T A活動での読み聞かせ活動を促します。

#### ■学校から、P T Aの具体的な活動を紹介してもらいました。

##### □選書

- ・ P T A活動として全校選書会を実施している。
- ・ P T Aから予算をいただいて総合的な学習の時間で選書会を行っている。1人1冊それぞれが選んだ本を図書館の蔵書として受け入れをしている。

##### □読み聞かせ

- ・ P T A主催の読み聞かせを行っている。不定期の木曜日に、保護者2～3名が朝の活動時間の10分間を利用して、読み聞かせ活動を行っている。

#### 4 公立図書館における子どもの読書支援

##### ①役割や在り方

- 公立図書館は、子どもにとって、楽しい時間を過ごし、多くの本に触れ、おはなし会などのイベントに参加でき、友達や図書館職員と本を通じて交流できる大切な場所です。また保護者にとっても、親子で安心して過ごせて、一緒に学ぶことができる施設のの一つです。
- さらに、毎日の図書館運営を通じた読書の啓発、学校図書館や読書グループの支援など、地域における読書活動推進の中核を担っています。

##### ②活動目標（数値目標）

**（1）誰もが利用しやすい、利用したくなる環境づくりに努めます。  
（利用者カードを持ち、年1回以上本を借りる児童生徒の割合<sup>45</sup> 26%⇒33%）**

- 蔵書が活用されるための、本を探しやすい工夫や子どもが魅力を感じる掲示やテーマ展示を心がけます。
- 親子向けの読み聞かせスペース、青少年の談話スペースなど、親子や友人同士で利用しやすい環境の整備に努めます。
- 「読書通帳」<sup>46</sup>の活用など、図書館を利用するきっかけづくりに努めます。

**（2）子どもたちが本と出会うきっかけづくりのためのイベントを開催します。**

- おはなし会やアニメーション、ビブリオバトルなど、子どもたちが本と出会い、読書を好きになれるイベントを開催します。
- 読書週間や図書館フェスティバルの機会を生かした啓発活動に努めます。



手芸講座が関連図書へ触れるきっかけに（山川図書館）

<sup>45</sup>（割合の算出）令和6年度に1度でも本を借りた児童生徒の登録者数・899名（指宿市立図書館調べ）÷令和6年度の小中高児童生徒数（統計いぶすき）・3,478名。なお、令和6年度貸出カード（利用者カード）を持つ児童生徒登録者数は、1,470名。

<sup>46</sup>（読書通帳）借りた本の履歴が記帳されます。指宿市立図書館では平成31年2月に運用が始まっています。

### (3) 学校や読書グループとの連携・協力を努めます。

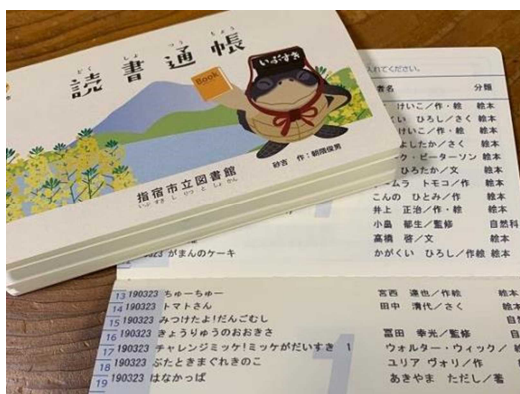
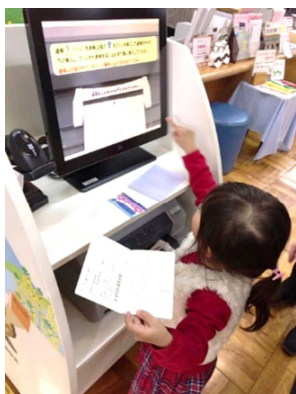
- 学校授業での図書館見学や遠足の受け入れ，職場体験に協力します。
- また学校や地域での読書活動が一層充実するように，団体貸出や読書活動（読み聞かせ・アニメーション・ビブリオバトル）の支援，研修会への支援を行います。

### (4) 中高生の不読率改善に向けた取組に努めます。

- 中高生の興味関心の高い漫画やメディアミックス図書の収集・提供に努め，読書のきっかけづくりを支援します。また一般図書にも読書の幅を広げられるよう，関連図書の充実に努めます。
- 将来に夢や希望をもち，進路の参考となるキャリア教育<sup>47</sup>に関する図書（子どもの将来に役立つ本）の収集・提供に努めます。

#### ■指宿・山川図書館での読書通帳の発行

- 指宿・山川図書館では，平成31年2月より，読書通帳の発行を始めました。これは借りた本の名前が記帳されるもので，これまでの読書記録や，保護者が子どもに読み聞かせた本の記録が残ります。利用者からは，「見返すと子どもの成長が分かる」「冊数が見えることで次の読書への意欲が高まる」と好評です。



<sup>47</sup>（キャリア教育）一人一人の職業的・社会的自立に向け能力や態度を育てることをいいます。

### ③公立図書館を支えるための市や学校などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

ア 学校教育，社会教育，家庭教育関係者や学識経験者などで組織する図書館協議会を設置し，図書館の運営に関する事項について協議する場を設けます。

イ 指宿市立図書館運営方針を策定し，これからの図書館の目標と取組を示します。

ウ 保護者に対し，小学校入学などのタイミングで利用者カードを作るよう促します。

#### 【学校は…】

ア 学校の教育活動の充実のために公立図書館のサービスを有効活用し，学校と公立図書館の連携を図ります。

イ 児童生徒に対して，公立図書館のイベントの紹介（図書館だよりの活用）や参加を促すように努めます。

#### ■指定管理者制度による図書館の運営

○ 市では，民間活力を生かしたサービス向上を目的の一つとして，公立図書館の運営に指定管理者制度を導入しました。

○ この制度により指宿市立図書館は，平成19年度から令和6年度までNPO法人「本と人をつなぐ『そらまめの会』」が運営していました。「そらまめの会」の前身は，市内の学校司書や保育士らでつくる図書館を支援するボランティアグループです。市民でつくるNPOならではの視点で，館内サービスの充実や学校，地域での活動を行っています。

○ 令和7年度からは「そらまめの会」と「株式会社図書館流通センター（TRC）」による共同企業体「そらまめの会パートナーズ」が指定管理者となりました。約18年にわたり指宿市立図書館を運営してきた地域密着型の「そらまめの会」と，全国にネットワークを広げる「TRC」の両者の強みを生かした運営が期待されています。

## 5 地域・市民団体などにおける子どもの読書支援

### ①役割や在り方

- 地域（学校以外）で子どもを育てるということにおいて、自治会・子ども会は重要な役割を担います。公民館活動で、子どもが本を読む機会をつくることや子ども会での公立図書館利活用を推進します。
- 市民団体である読書グループは、学校や公立図書館での読み聞かせや読書会を支える大切な組織です。活動を通じて読書推進・読書文化の形成を担います。同時に人づくり・絆づくりの生涯学習の場でもあります。
- 共働き家庭の増加や子どもの特性や発達段階に合わせた支援ニーズの高まりに伴い、子どもたちが過ごす場所として放課後児童クラブ<sup>48</sup>、児童発達支援施設<sup>49</sup>、放課後等デイサービス施設<sup>50</sup>の重要性が高まっています。子どもの読書支援についても、これらの施設の重要性が高まっていると考えられます。

### ②活動目標

(1) 子ども会では、公立図書館の利用や読み聞かせなどに取り組みます。

(2) 自治会では、敬老会や六月灯、朝読み夕読みなどで、子どもが地域の中で本を読む機会をつくります。

(3) 読書グループは、読み聞かせや読書会の活動の継続と会員拡大に努めます。

### ③地域・市民団体などを支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

- ア 子ども会が読書に関する活動に取り組むことができるよう、ブックトークやビブリオバトルなど子どもの読書への関心を高める取組を紹介したり、図書館イベントの情報提供を行います。
- イ 校区の青少年育成会議に参加し、読書推進事業の情報を提供します。
- ウ 読書グループに、活動の機会を提供します。
- エ 生涯学習講座などを通じて、新たなおはなしボランティアを養成します。
- オ 今後のボランティア活動を推進するため、ボランティア団体の取組や課題を話し合える情報交換の場を設けます。

<sup>48</sup>（放課後児童クラブ）保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を、平日の放課後や土曜日に預かる施設。

<sup>49</sup>（児童発達支援施設）未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う施設。

<sup>50</sup>（放課後等デイサービス施設）就学児に、授業の終了後や夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う施設。

【公立図書館は…】

ア 読書グループに、活動の機会を提供します。また公立図書館を研修場所として貸し出します。

■ 子ども会より、取組や意見を紹介してもらいました。

□子ども会での取組

- ・夏休みの始め1週間、終わり1週間のラジオ体操終了後に朝読みを実施している。
- ・六月灯のステージ発表で子どもたちが教科書の朗読をすることがある。

□読書活動に対する意見

- ・紙芝居とか人形劇とかあれば、見たいと思う子はいるのかも。
- ・図書館などの大人の目がある場所に子どもの居場所が用意されて、その中で本に触れ合う機会があっても良いかなと思う。
- ・校区公民館単位で誰でも参加できる形なら地域の交流にもなっているのでは。

■ 放課後児童クラブ、児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設より、取組を紹介してもらいました。

□放課後児童クラブでの取組

- ・読み聞かせを行っている。
- ・山川図書館に配本の協力をいただき、読み聞かせの本や紙芝居の入れ替えを行っている。
- ・図書コーナーの充実を図っている。選書については、成長や勉強にもつながる漫画や自ら調べる力がつくような本を選んでいる。例えば、競争心、向上心の強い児童が興味を抱いて読書習慣につながりやすい将棋やゲームの解説本などを常設している。

□児童発達支援施設での取組

- ・施設での活動の中で絵本を読む時間を必ず設けている。
- ・絵本に出てくる料理を給食で提供している。

□放課後等デイサービス施設での取組

- ・施設での活動の中で絵本を読む時間を必ず設けている。
- ・定期的に山川図書館を利用させてもらっている。

■ 市内には読書グループが14団体あります。

(令和7年度読書グループ等の結成及び運営状況の調査より)

No.	名称	発足年 会員数	活動内容
1	光明禅寺保育園 親子読書会	昭和49年 139人	職員による朝や午睡前の読み聞かせ。
2	つちはしこども 学園親子読書会	昭和52年 202人	親子絵本作りと絵本講座、保護者への絵本の紹介と読み聞かせや情報交換など。 月1回「たんぼぼ」にて絵本の紹介を発行、年1回親子読書会誌「ちねつ」を発行、指宿市立図書館おはなし会「おはなしのとびら」へ参加。
3	たんば おはなし会	平成8年 8人	P T Aサークル部によるおはなし会、クイズ大会、ペープサート、紙芝居、パネルシアターなどを実施し、子どもたちの本への興味関心が高まるよう取り組んでいる（現在は休止中）。
4	ふれあい読書部	平成23年 18人	朝の読み聞かせ（年4回）、パネルシアターなどの制作、練習、ビデオ撮影、読み聞かせなどの練習。
5	おやこ読書会 (開聞小学校)	昭和56年 15人	親子のふれあいを大切にした読書活動を実施（読み聞かせや工作、クリスマス会、カルタ大会、選書会など）。
6	U O M I S T O R I E S	平成16年 4人	各学期に1回、読書週間などに合わせて子どもたちに読み聞かせ。
7	池田小読書 ボランティア	平成21年 7人	週1回程度、朝の活動の時に読み聞かせ活動を実施。
8	山川「おはなし ぶらんこの会」	平成12年 5人	山川図書館で、毎月第4土曜日に30分お話を開催している。幼・保・小中学校・高齢者施設などからの依頼により、出張お話をやっている。
9	N P O法人いぶ すき子育てサポ ートセンター 「L U A N A」	令和3年 3人	令和4年7月から指宿市立図書館のおはなし会「えほんのひろば」にて読み聞かせをしている。11月に読み聞かせ講座を実施、イベント内での読み聞かせ会開催。
10	指宿読書会	平成26年 10人	公共施設などで月1回程度定期的に読書会を開催している。
11	おはなし 「風の会」	平成7年 13人	3か月に1度の話し合いや研修会、出張おはなし会、講演会を行っている。
12	特定非営利活動 法人本と人とを つなぐ「そらま めの会」	平成18年 21人	毎月第4水曜日に1時間30分、情報交換、本の紹介や小道具制作。ブックカフェ号でのおはなし会や読み聞かせ。
13	フルーツ バスケット	平成25年 9人	毎月1回（2時間程度）、情報交換や打合せのほか、読み聞かせ、紙芝居を行っている。
14	あそびうたサー クルぱすてる	平成16年 10人	地域団体（保育所など、小中高校、児童発達支援施設、障害福祉サービス施設、P T A、子ども会、子ども食堂など）から依頼を受け出前読書会、レクレーションなどを行う。

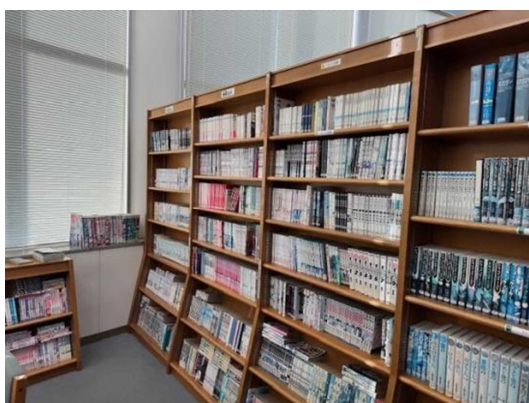
※1～7番のグループは特定の園や学校のみでの活動を行っています。

## ■ 子どもの読書の関心を高める取組について

- 興味の移ろいやすい子どもたちが、読書への関心を保ち続けるためには、読書の世界を広げられるような支援が必要です。読書支援の一部について紹介します。

### 【漫画の活用】

- 本を読まない児童生徒でも、約半数は漫画を読んでいます。漫画を入口にした読書支援は有効だといえます。学習漫画はもちろんそれ以外の漫画にも、学習すべき知恵と知識が詰まった作品がたくさんあります。
- 一方保護者からは「漫画ばかり読んでいる」と心配する声もあります。漫画をきっかけに一般図書に興味関心が出てくるタイミングに合わせて、読書の幅を広げられるように、支援することも必要です。



公立図書館にも漫画が置いてあります（写真は山川図書館）

### 【メディアミックス作品の活用】

- 本を読むきっかけとして、原作の映画化・ドラマ化やアニメの小説版といったメディアミックスがあり、子どもたちの関心が高い映像作品に合わせた本の紹介も有効だと考えられます。

### 【部活動などに関する図書】

- 読書は部活動にも役立ちます。知識や技術など、本から学ぶことは多くあります。読書から部活動に関心に移りつつある子どもたちに対して、部活動に関連する図書をブックトークで紹介することは有効です。
- また、プロスポーツ選手や甲子園などで活躍する高校生など、読書をスポーツに生かす選手は多くいます。憧れの選手の愛読書を紹介することも有効だと考えられます。

### 【オーディオブック】

- オーディオブックは、朗読音声を聴いて読書を楽しむ「聴く本」です。小説、落語、絵本などの様々なコンテンツがあります。識字障害があったり文字を読むことが苦手であったりする子どもでも、耳から入る情報で本の内容を楽しむことができます。

### 【創作活動】

- 読むことと書くことは表裏一体です。読書感想文を書くこと、小説を書くこと、日記を書くこと、俳句や短歌を作ること、そのような創作活動も広義での読書活動です。
- また読書をきっかけに、子どもたちが「何かを表現したい」「人に伝えたい」と思うのは自然な感情です。

## 目標Ⅱ 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境づくり

- 子どもが本を読むためには、子どもの行動圏内に図書館や図書館にアクセスできるツールがあり、読みたい本に出会える読書環境が必要です。そして本と子どもをつなげる図書館の職員が大きな役割を担います。
- 国と県が策定している読書バリアフリー計画に基づく環境整備を含め、すべての子どもたちがいつでもどこでも本を読める環境の整備を進める必要があります。

### 1 学校図書館における読書環境づくり

#### ①役割や在り方

- 学校図書館は子どもにとって、最も身近な図書館です。また、児童生徒の読書や学びを支援する「読書センター」「学習センター」「情報センター」として学校教育に欠かせない施設です。また子どもたちの交流場所であり、一人一人の心の居場所でもあります。
- 選定基準を設け、子どもたちが読みたい本を揃えるとともに、その年代の子どもたちにぜひ読んでもらいたい本を手にとってもらうための工夫が必要です。
- 市内の学校で特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒が少しずつ増えているとともに、ヤングケアラー<sup>51</sup>の存在も懸念されています。読書に興味のない子どもを含めて、このような多様な子どもたちを受容し、すべての子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備が必要です。
- また、夏休みなどの長期休業期間にも可能な範囲で学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。<sup>52</sup>

<sup>51</sup>（ヤングケアラー）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもをいいます。

<sup>52</sup>（夏休みなどの長期休業期間にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供する）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（文部科学省）には「必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である」と記載されています。

## ②活動目標（数値目標）

**（１）学校図書館図書標準達成の継続と蔵書の更新に努めます。  
（全小中学校での学校図書館図書標準達成継続）**

- 子どもが利用する機会の多い学校図書館の図書を一層充実させることで、読書冊数が増加し、読書率が上昇すると考えられます。
- ただし、「古い本、傷んだ本が多いと、せっかくの新しい本が埋もれてしまい、児童の目に留まらない」（学校職員）ため、標準冊数の達成と図書の廃棄・更新の両立が必要です。

**（２）子どもたちが読みたい本を参考にしながら、幅広いジャンル・発達段階に合わせた選書に努めます。**

- 読書率を上げるためには、子どもたちに寄り添い、読みたい本や個々の成長に合わせた選書を行うことが有効です。手段の一つとして、選書会があります。自分で選んだ本が蔵書になることで、図書館に行くことや読書のきっかけとなります。また、自分で選んだ本は「心に残る１冊」になりやすい傾向があります。
- 選書会の図書購入費として、PTA予算を活用する事例もみられます。

**（３）心の居場所としての図書館の環境づくりに心がけます。**

- 特に図書館の利用離れが進む中高生には、本を読む場所以外の使い方も提案することが必要です。読書が苦手な人でも訪れやすい環境づくりをすることで利用者が増え、本を手にする機会につながると考えられます。<sup>53</sup>
- 「図書館は勉強する場所、友達同士で過ごす場所、本を読む場所」などと、まずは居心地の良い場所として開放し、図書館を身近なものにすることが、本への関心を高めるために有効です。

**（４）本との出会いをつくるため、本の紹介や展示、レイアウトを工夫します。また、学級文庫などの整備・充実に努めます。**

- 私たちが読んでほしい本を、子どもたちに読んでもらうためには、図書館での本の紹介や展示、レイアウトの伝え方、見せ方が大切です。
- また、「手が届く場所に本を置く」という意味で、各学級における読書環境の整備も重要です。

<sup>53</sup>（読書が苦手な人でも行きやすい環境づくりをすることで利用者が増え、本を手にする機会につながる）第3次読書計画の策定委員会に参加した高校生から「読書が苦手な人からすると、学校の図書館はあまり行きたくない場所。そういう人たちでも来やすいような環境づくりをすると、利用者も増えるし、生徒同士の交流も深まる」といった意見が出されました。

**(5) 障害のある子どもや日本語を母国語としない子どもなどを含めた、すべての子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。**

- ニーズを踏まえながら、やさしい日本語やピクトグラム<sup>54</sup>、点字による表示をしたり、リーディングトラッカー<sup>55</sup>などの読書支援機器を備えたりするなど、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。
- 触る絵本、ＬＬブックなどアクセシブルな書籍を充実させるとともに、子どもたちの実態に合わせた読み聞かせなどの読書推進活動の促進に努めます。
- 読書バリアフリーに関する研修を受講するなど、職員の資質向上を図ります。

**(6) 学校図書館DXを推進します。**

- 教職員や子どもたちが持つＩＣＴ機器を活用し、学校図書館や蔵書の情報をＩＣＴ機器を通じて教職員や子どもたちに共有し、情報発信を充実させるなど、ＩＣＴ機器を活用した環境づくりに努めます。
- 県立図書館、市立図書館や学校図書館同士で連携し、電子書籍やデータベースなどのデジタル資料の収集・活用を検討します。
- 図書館DXや学校図書館のデジタル活用に関する研修を受講するなど、職員の資質向上を図ります。

**(7) 公立図書館や他校との連携・協力を図ります。**

- 公立図書館からの団体貸出や活動の連携、近隣の学校図書館との相互貸借に努めます。
- 公立図書館や他校の学校図書館との情報共有を図り、蔵書の効果的な活用を進めます。

**(8) 放課後や長期休業期間における学校図書館の開放に努めます。**

- 学校や地域の実情に応じて、放課後子ども教室や放課後児童クラブに対し、地域ボランティアの協力を得ながら学校図書館を開放することを検討します。
- 長期休業期間において、地域ボランティアなどの協力を得ながら学校図書館を開放することを検討します。

<sup>54</sup> (ピクトグラム) 絵文字や絵を使った図表を用いて情報や案内等を示す記号です。

<sup>55</sup> (リーディングトラッカー) タイポスコープともいい、「その一行」に集中して読めるように、周りの行を隠してくれる読書支援機器です。

## ■アクセシブルな書籍の例（県の読書バリアフリー計画より引用）

点字図書	点字によりつくられた図書。
拡大図書	視力が低下した人や、高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、既存の本を読みやすい大きな文字に書き直して作られた「拡大写本」のこと。
音訳図書 （録音図書）	聴いて読書できるように朗読し、その声を収録したもの。再生機器を利用する。
触る絵本	触ることによって読むことができる絵本。すでに出版されている絵本の変形版で、文字のところには点字を、挿絵の部分は樹脂インクで凸状にしたり、布や毛糸などを貼り付けたりして立体的に分かる工夫がされている。
LLブック	読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢にあった内容を、わかりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。
布の絵本	本全体が布で作られた絵本。絵の部分に切り抜いたフェルトを縫い付けたり、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、ひもで止めはざしができるようにしたり、文の部分を手書きしたり、絵本と遊具の性質を兼ね備えた絵本。
デイジー図書	「DAISY」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。特徴としては、①目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、②最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、③音声にテキストや画像を同期させることができる、等がある。
マルチメディア デイジー	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。
オーディオ ブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。



指宿図書館 読みづらさを感じている子どもたちのための本のコーナー

## ■学校から、読書バリアフリーの取組を紹介してもらいました。

- ・ LLブックコーナー展示・個別読み聞かせなどを行っている。
- ・ 大活字本や点字付き絵本を購入したり、指宿図書館から借りたりしている。
- ・ やさしい日本語での図書館だよりの発行やオリエンテーションの資料を外国語併記で作成している。
- ・ 学級文庫に大きな文字で書かれた本を設置している。

### ③学校図書館を支えるための市や公立図書館などの具体的な活動計画

#### 【市は…】

- ア 各学校の参考となる、選書基準、廃棄基準、永久保存の基準を作成します。
- イ 児童生徒のニーズに応じて、段差解消などの施設整備を検討します。
- ウ G I G Aスクール構想に沿った I C T機器の整備や更新を進めます。
- エ 読書バリアフリーや図書館 D Xに関する研修会の開催を検討します。
- オ 電算化システムを統一し、各校の横断検索<sup>56</sup>を可能とするなど、学校図書館と公立図書館のネットワークの整備を検討します。
- カ 学校や地域の実情に応じて、地域学校協働活動<sup>57</sup>として地域住民による学校図書館の支援を推進します。

#### 【公立図書館は…】

- ア 学校図書館からの要請に応じて、団体貸出や配本、活動への協力を行います。
- イ 学校図書館との連携として、学校図書館事務職員部会へ参加します。

#### ■学校より、読書環境づくりの取組を紹介してもらいました。

##### 【小学校】

- ・テーマ展示・掲示（作家紹介・アルツハイマー月間・人権週間等）をしている。
- ・「干支読書チャレンジ」や「おたのしみBOOK」、毎月23日は、「ハッピーくじ」等に取り組んでいる。
- ・毎月の読書コーナーの設置や壁面等を利用した本の紹介や季節や月間の紹介をしている。
- ・各学級に学級文庫のコーナーを設置している。

##### 【中学校】

- ・定期的に生徒の興味があるテーマを基にコーナーづくりを行っている。
- ・広い、資料がどこにあるかわかる、安全な図書室環境づくりを目指し、本棚の配置換えや清掃を行っている。
- ・各学級、保健室に学級文庫を設置している。

##### 【高等学校】

- ・図書室に特設コーナーを7カ所ほど設け、本の面出しをしたり、折り紙で制作した多面体や、画用紙で制作した切り絵を飾ることで生徒が本を選びやすい癒やしの空間としている。

##### 【特別支援学校】

- ・学級文庫・図書室季節のコーナーを設置している。

<sup>56</sup>（各校の横断検索）市内全学校の蔵書を対象に本の検索を実行することです。

<sup>57</sup>（地域学校協働活動）地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動です。

## 2 公立図書館や地域における読書環境づくり

### ①役割や在り方

- 公立図書館は、誰もが無償で利用できる公共施設です。本や人と出会う場所、本を読み学ぶ場所、そして家庭や学校以外での居場所<sup>58</sup>でもあります。すべての市民にとって、公立図書館が身近に感じられるような取組が必要です。
- すべての子どもたちがいつでもどこでも本に触れられるよう、オンラインサービスを充実させることや、図書館を設置することが難しい校区においては、住民のニーズを踏まえて、公民館や公共施設において、図書室や図書コーナーを設置し、資料の充実を図る必要があります。

### ②活動目標

(1) 公立図書館では、地域住民のニーズを踏まえ、図書館資料を計画的に整備します。また学校図書館のモデルとなる児童図書・子どもの読書活動に関する資料の充実に努めます。

- 公立図書館は、選書基準・廃棄基準・永久保存の基準を作成し、資料の計画的な整備を図ります。

(2) 障害のある子どもや日本語を母国語としない子どもなどを含めた、すべての子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。

- やさしい日本語やピクトグラム、点字による表示をしたり、リーディングトラッカーなどの読書支援機器を備えたりするなど、子どもたちが利用しやすい環境づくりに努めます。
- 触る絵本、LLブックなどアクセシブルな書籍を充実させるとともに、サピエ図書館<sup>59</sup>などの全国的なサービスの情報収集、提供に努めます。
- 読書バリアフリーに関する研修を受講するなど、職員の資質向上を図ります。

#### ■ 「聴読」「触読」「音読」…読書スタイルは「黙読」だけではありません。

- 「図書館では本がしゃべり、音楽みたいに聞き、触り、読むことができます。私たちの目と耳と手、いろんな読書の方法が選べます。」(文部科学省の読書バリアフリー啓発資料より引用)
- 本の内容を音声で読み上げるDAISYやオーディオブックは、「本を手を持って読む」ことが難しい上肢に障害がある方や「文字の読みにくさ」を感じるディスレクシア(識字障害)の症状がある方などが本を読む方法の一つとなっています。

<sup>58</sup> (家庭や学校以外での居場所) 関連して、自宅や学校とは違う第3の居場所を「サード・プレイス」(Ray Oldenburg「The Great Good Place」1989)といい、市民生活の充実や市民参画の場として重要だといわれています。

<sup>59</sup> (サピエ図書館) 視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データ、デージーデータ等を提供するネットワークのことです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。正式名称は、「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

### (3) 公立図書館DXを推進します。

- 職員や市民が利用するICT機器の整備を進めるとともに、県立図書館と連携しながら電子書籍やデータベースなどのデジタル資料の収集・活用について検討します。
- 図書館DXに関する研修を受講するなど、職員の資質向上を図ります。

### (4) 図書館から遠い地域に住んでいるなど、図書館に来ることが難しい子どものための貸出サービスの充実に努めます。

- 今までのサービスである「校区公民館への配本」「OPACの設置」の効果を検証し、現状や課題に合わせた新たな貸出サービスの構築を検討します。

### (5) 子どもがよく利用する施設の図書環境を整えます。

- 保健センターや児童館、子ども会活動を行う自治公民館など、子どもが利用する施設で児童書を利用できる環境を整えます。

## ③地域における読書環境づくりを支えるための市や公立図書館の具体的な活動計画【市は…】

- ア 選書基準・廃棄基準・永久保存の基準を、公立図書館と協議のもと策定します。
- イ 利用者のニーズを踏まえながら、段差解消などの施設整備を検討します。
- ウ 図書館のデジタル環境整備のため、ICT機器の整備や更新を進めます。
- エ 読書バリアフリーや図書館DXに関する研修会の開催を検討します。
- オ 校区公民館においては、公民館主事が図書室の整備に努め、公立図書館との連携を図ります。
- カ 現状や課題に合わせた新たな貸出サービスの構築を図書館協議会などで検討します。
- キ 子どもが利用する施設での図書室や図書コーナーの設置と活用に努めます。

### 【公立図書館は…】

- ア 校区公民館と連携し、図書室の環境づくりを支援します。
- イ 市と連携し、新たな貸出サービスの構築を図ります。



子どもの遊び場「まめっこランド」で絵本を楽しむ親子

## ■スマートフォンを使った新たな図書館サービス

- 全国でスマートフォンを使った図書館サービスの提供事例が増えています。渋谷区では、「図書館をより便利に、より多くの人に利用していただく」ことを目標とし、利用登録、本の予約・検索・通知をLINEから行えるようシステムを整備し、スマートフォンで利用者バーコードを表示させる機能を実現しました。利用者からは「カードを持参しなくても、スマホで本を受け取れるのは便利」という声があがったそうです。

## ■読書環境づくりにおける、多様な資金調達的手法について

- 地方公共団体の社会教育費はピーク時に比べて減少し、ここ10年は横ばいの傾向にあります。(文部科学省・令和6年度社会教育費調査) そのような中でも、持続的に読書環境を整備するという面から、多様な資金調達の方法を検討することが必要です。

### (1) 寄附金

現在、学校図書館や公立図書館の図書購入費の一部に、市民や団体から寄せられた寄附金を活用しています。また「松下清図書購入基金」や「三光機械図書購入基金」を設置して、毎年一定の額を取り崩しながら、図書を購入しています。

既存の基金を活用しながら、今後読書関連事業の周知に併せて、市民や企業・団体に図書購入のための寄附を呼びかけることを計画していきます。

### (2) ふるさと納税

ふるさと納税を財源とした「ふるさと応援基金」の活用事業の一つとして、「読書環境づくり」を検討していきます。

### (3) 子どもゆめ基金

民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金が交付されています。民間団体に対して「子どもゆめ基金」などの事業を紹介することで活動への支援とします。

### (4) その他

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月中央教育審議会)では、次の方法が紹介されています。

- ・不特定多数の人々から資金調達する「クラウドファンディング」
- ・地方銀行が中心となり推進されている利払い金の半額を社会貢献に使う「CSR社債」
- ・民間の資金提供者から調達する資金によって企業などが公的サービスを提供し、その成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還するSIB(Social Impact Bond)

### 目標Ⅲ 読書関連事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動を行う

#### ①役割や在り方

- 子どもの読書活動を推進していく上で、読書関連事業を広く知ってもらうことや「なぜ読書が大事なのか、読書の意味は何か、図書館では何ができるのか」を伝えることが大切です。
- また毎月23日の家族団らんの日（読書の日・ノーテレビ・ノーゲームの日）や読書週間（10月27日～11月9日）に合わせて開催される「図書館フェスティバル」も、読書のきっかけづくりとして、効果があります。
- 加えて、優れた取組をした団体や個人がきちんと評価される取組も必要です。

#### ②市や公立図書館などの活動目標（数値目標）

**（1）読書関連事業の広報を行い、認知度を高めます。同時に、普段本を読まない人が本を読みたいと思うような啓発活動を行います。**

**（市の読書関連事業の保護者認知度 平均 23%⇒33%）**

- 具体的な取組として、広報紙や図書館だよりを通じて読書関連事業を紹介するとともに、「みんながどんな本を読んでいるのか」「他の学校や家庭ではどんな取組をしているのか」を紹介した実践事例集を作成・活用します。
- 広報の手段として、ホームページやSNSを活用するとともに、国や県、民間団体のホームページを紹介することで、情報を広く提供します。
- 転入者に対して、公立図書館の利用案内をします。また学校の図書だよりを活用し、公立図書館のイベントを児童生徒に紹介します。

**（2）家族団らんの日や読書週間に合わせた取組を行います。**

- 毎月23日を家族団らんの日として、学校や公立図書館と連携した取組を進めます。また読書週間に合わせて、「図書館フェスティバル」を開催し、読書に関わるイベントを通して、読書の大切さの再認識や本を通じた世代間交流を行います。

**（3）優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰を行います。**

- 子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組を行っている学校や団体を、市が表彰することにより、関係者の取組の意欲を高め、活動内容の充実を図るとともに、市民の関心と理解を深めます。同時に県<sup>60</sup>や国の表彰<sup>61</sup>に対して、積極的に候補者の推薦を行います。

<sup>60</sup>（県の表彰）子どもの読書活動推進優良図書館等表彰。

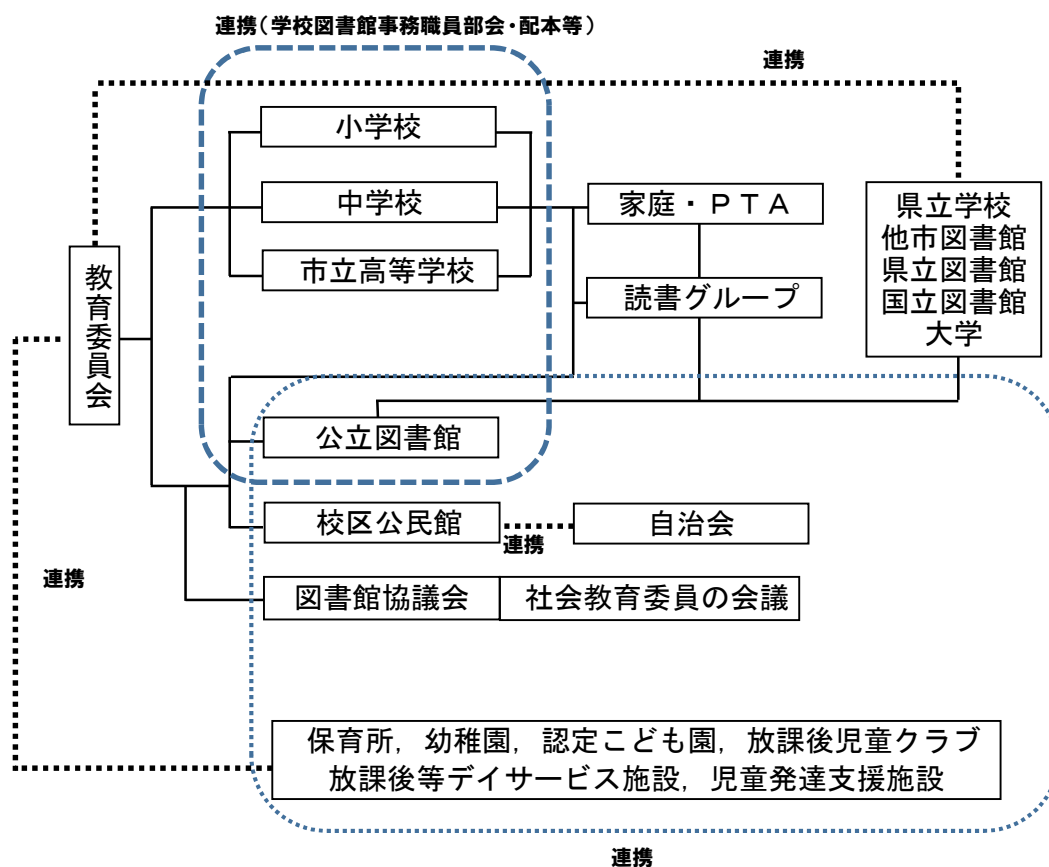
<sup>61</sup>（国の表彰）子供の読書活動優秀実践校。

## 第7章 推進体制の整備

### ①役割や在り方

- 子どもの読書活動を推進する上で、行政機関、学校、図書館、地域の連携・協力は欠かせません。例えば学校図書館においては、公立図書館と連携することで、多くの図書資料や情報を子どもたちに提供することができます。また地域の住民が学校や図書館でおはなしボランティアとして活躍することも、支援や交流となります。
- そして、「幼児から高校生まで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする」ためには、保育所・幼稚園・認定こども園・児童発達支援施設・学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス施設・公立図書館の連携が必要です。本計画では次の図のとおり推進体制の確立に努めます。

【推進体制図】



### ■他市町村の公立図書館・県立図書館・国立図書館との相互貸借について

- 指宿市立図書館と県内他市町村の公立図書館，県立図書館，国立図書館は連携しています。市立図書館を通して，各図書館の本を借りる（または読む）ことができます。もし市立図書館で，希望の本が見つからなくても，相談すれば本を取り寄せることができます。

## ②活動目標

### (1) 学校と地域がより連携した読書推進に取り組みます。

- 計画を家庭や学校、地域に浸透させるためには、行政間の連携は欠かせません。特に、学校での取組を学校のみとせず、地域へとつなげるためにも、地域（生涯学習課）と学校（学校教育課）が連携した、地域学校協働活動の一環としての読書推進に取り組みます。

### (2) 各学校、公立図書館の連携を進めます。

- 計画を推進するため、市内の学校間のさらなる連携が求められています。<sup>62</sup>
- また、公立図書館が学校図書館支援センター<sup>63</sup>としての役割をもてるような組織づくりが必要とされています。

### (3) 計画を実現する体制をつくります。

- 市は計画の進捗に関する検証を行います。
- 市と公立図書館は、各関係機関で組織する検証委員会において計画の進捗に関する検証を行います。
- 社会教育委員の会議は計画の進捗状況を把握するとともに、市に対して助言を行います。図書館協議会は、計画に基づいた図書館の運営について、助言を行います。
- 各関係機関は読書計画をもとに、読書活動推進のための取組に努めます。

<sup>62</sup>（市内の学校間のさらなる連携が求められています。）県の読書計画には学校の取組として「近隣の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等、連携・協力を努めます。」と記されています。

<sup>63</sup>（学校図書館支援センター）地域内の学校図書館の運営や活用、学校図書館間の連携等に対する支援を目的として、教育委員会または公立図書館に設けられるセンターです。

### ■指宿図書館における保育所などの活動（公立図書館と保育所などの連携）

- 毎月第3日曜日に指宿図書館において開催されている「おはなしのとびら」では、市内の保育所や幼稚園・認定こども園などが読書推進活動の一環として、絵本の読み聞かせや、わらべ歌、紙芝居などを行っています。

### ■指宿図書館における読書グループの活動（公立図書館と読書グループの連携）

- 指宿図書館では、毎月第1・3水曜日に子育て支援の一環で、「えほんのひろば」を開催しています。第1水曜日は、NPO法人本と人をつなぐ「そらまめの会」が、第3水曜日は、NPO法人子育てサポートセンター「LUANA」が担当しています。絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居などを行っています。

山川図書館では、毎月第4土曜日に山川「おはなしぶらんこの会」によるボランティアおはなし会を開催しています。絵本の読み聞かせのほか、紙芝居・パネルシアターなどを行っています。



### ■小学校における読書グループの活動（学校と読書グループの連携）

- 一部の小学校では、児童の朝読書の時間に合わせて、読書グループが読み聞かせを行っています。読書への関心が高まるだけでなく、学校と地域のつながりづくり、地域住民の生きがいつくりとしての意義があります。

### ■学校図書館の放課後児童クラブへの開放（学校と放課後児童クラブの連携）

- 指宿小学校では、夏休み期間中、学校敷地内にある「指宿児童クラブ」の利用者が学校図書館で本を読んだり、児童クラブに学校図書館の本を貸し出したりしています。

## 資料

### I 第4次指宿市子ども読書活動推進計画における数値目標（5年後の目標値）と 家庭・学校・公立図書館・地域などの具体的な活動計画一覧

#### <基本目標>

**子どもたちが1人でも多く本を読み、「心に残る1冊の本」と出会えるまち**

#### <目指す子どもたちの姿（数値目標）>

- (1) 読書への関心が高い（「本を読むのが好き」だという割合を増やす）
- (2) 読書習慣を身に付けて維持している（高校生の不読率を改善する）
- (3) 心に残る1冊の本と出会っている

#### <数値目標>

■家庭・学校・公立図書館・地域の活動を通じて期待される数値目標（重点目標）			
	項目	令和7年度の状況	5年後の目標値
①	読書への関心が高い （「本を読むのが好き」という割合）	小3 88% 小6 68% 中2 61% 高2 47%	小3 88% 小6 78% 中2 70% 高2 51%
②	高校生の不読率 （読書習慣を身に付けて維持している）	高2 38%	26%
■家庭で期待される数値目標			
③	小学校低学年以下：家庭で定期的に読み聞かせをしている割合	56%	65%
④	小学校高学年以上：家庭で定期的に読書の時間を設けている割合	（参考値 56%）	65%
⑤	子どもが定期的に図書館や書店に行っている割合	（参考値 48%）	57%
■学校で期待される数値目標			
⑥	学校図書館図書標準を達成（継続）している学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
■公立図書館で期待される数値目標			
⑦	利用者カードを持ち、年1回以上本を借りる児童生徒の割合	26%	33%
■指宿市教育委員会・公立図書館で期待される数値目標			
⑧	市の読書関連事業の保護者認知度	平均 23%	平均 33%

＜子どもたちが、「(1)読書への関心が高い (2)読書習慣を身に付けて維持している (3)心に残る1冊の本と出会っているための具体的な活動計画＞

目標Ⅰ 幼児から高校生ままで、子どもの読書活動を切れ目なくサポートする

実施主体 (支援者)	活動目標 ⇒支援する取組
1 家庭	(1)親子の読み聞かせや読書の時間をつくります。
(市)	⇒ブックスタート事業の継続
	⇒保護者の学びの場づくりの支援
	⇒保護者対象の読み聞かせ講座，読書推進講座の検討
	⇒産前産後の親に対しての取組の検討
	⇒セカンドブックの検討
(公立図書館)	⇒おはなし会などの開催
	⇒家庭教育学級などへの協力（講演活動など）
(学校・小中高)	⇒毎月23日を家族団らんの日として，家庭での読書の時間づくりを支援
	⇒図書館だよりなどを通じた，おすすめの本の紹介
(地域・自治会)	⇒朝読み夕読みなど，子どもたちが地域で読む機会をつくる
家庭	(2)定期的に図書施設（公立図書館，本屋など）を利用します。
(市)	⇒校区公民館などの図書施設の環境づくり
(公立図書館)	⇒親子で来館しやすい環境づくり
(子ども会)	⇒市から読書推進活動の情報を受け，活動に生かす
2 保育所・幼稚園・ 認定こども園	(1)楽しく親しみやすい読書活動に努めます。
(市)	⇒おはなしボランティアの育成
(公立図書館)	⇒読書環境の支援のための，図書の配本
保育所・幼稚園・ 認定こども園	(2)職員のスキルアップのための研修に努めます。
(公立図書館)	⇒保護者の学びの場や職員研修の講師として，取組を支援
保育所・幼稚園・ 認定こども園	(3)保護者への読書活動の啓発に取り組みます。
(市)	⇒保護者の学びの場づくりを支援
3 学校・小中高	(1)全校一斉読書(朝読書)を行い，読書の時間を確保します。
学校・小中高	(2)読書活動に関する職員研修を行います。
(市)	⇒各学校に対して，読書計画の周知説明を図る
(公立図書館)	⇒教職員のスキル向上に向けた取組を支援
	⇒研修会の開催や他機関の研修会の情報提供

学校・小中高	(3)学校図書館の活用計画を策定・実践します。また公立図書館を積極的に活用します。
(市)	⇒小・中学校の読書指導計画が充実するよう支援
(公立図書館)	⇒図書館見学や遠足の受け入れ，職場体験に協力する
	⇒調べ学習支援や団体貸出を行う
学校・小中高	(4)子どもたちが本と出会える多様な機会を提供します。
(市)	⇒おはなしボランティアの育成と各学校での活動を推進
(公立図書館)	⇒ビブリオバトル，おはなし会，アニメーションの取組を支援
(家庭)	⇒PTA活動で読み聞かせ
学校・小中高	(5)児童生徒の主体的な読書活動を支援します。
(市)	⇒子ども司書養成講座に継続して取り組む
(公立図書館)	⇒子ども司書養成講座に協力
4 公立図書館	(1)誰もが利用しやすい，利用したくなる環境づくりに努めます。
(市)	⇒図書館協議会を設置し，図書館の運営に関する事項について協議する場を設ける
	⇒指宿市立図書館運営方針を策定し，これからの図書館の目標と取組を示す
公立図書館	(2)子どもたちが本と出会うきっかけづくりのためのイベントを開催します。
(市)	⇒小学校入学時などに利用者カード作成を促す取組を行う
(学校)	⇒児童に対して，公立図書館のイベントの紹介（図書館だよりの活用）や参加を促すように努める
公立図書館	(3)学校や読書グループとの連携・協力を努めます。
(学校)	⇒公立図書館を有効活用し，連携を図る
公立図書館	(4)中高生の不読率改善に向けた取組に努めます。
5 地域・市民団体	(1)子ども会では，公立図書館の利用や読み聞かせなどに取り組めます。
(市)	⇒子ども会に，ブックトークやビブリオバトルの取組や図書館イベントの情報提供する
	⇒校区の青少年育成会議で読書推進事業の情報提供
	(2)自治会では，敬老会や六月灯，朝読み夕読みなどで，子どもたちが地域の中で読む機会をつくれます。
	(3)読書グループは，読み聞かせや読書会の活動の継続と会員拡大に努めます。
(市)	⇒読書グループに，活動の機会を提供
	⇒新たなおはなしボランティアを養成

	⇒ボランティア団体の取組や課題を話し合える情報交換の場を設ける
(公立図書館)	⇒読書グループに活動の機会を提供し、公立図書館を研修場所として貸し出す

目標Ⅱ 手が届く場所に本があり、心に残る1冊に出会える読書環境づくり

実施主体 (支援者)	活動目標 ⇒支援する取組
1 学校図書館	(1)学校図書館図書標準の達成継続と蔵書の更新に努めます。
(市)	⇒各学校の参考となる、選書基準、廃棄基準、永久保存の基準を作成
学校図書館	(2)子どもたちの読みたい本に応えるため、幅広いジャンル・発達段階に合わせた選書に努めます。
学校図書館	(3)心の居場所としての図書館の環境づくりに心がけます。
学校図書館	(4)本との出会いをつくるため、本の紹介や展示、レイアウトなどを工夫します。学級における読書環境の整備・充実に努めます。
	(5)すべての子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。
(市)	⇒ニーズに応じて段差解消などの施設整備を検討
(市)	⇒研修会の開催を検討
	(6)学校図書館DXを推進します。
(市)	⇒GIGAスクール構想に沿ってICT機器の整備や更新
(市)	⇒研修会の開催を検討
学校図書館	(7)公立図書館や他校との連携・協力を図ります。
(市)	⇒学校図書館と公立図書館のネットワーク整備を検討
(公立図書館)	⇒団体貸出や配本、活動への協力を行う
	⇒学校図書館事務職員部会へ参加する
学校図書館	(8)放課後や長期休業期間における学校図書館の開放に努めます。
(市)	⇒地域学校協働活動として、住民による学校図書館の支援を推進
2 公立図書館や地域	(1)公立図書館では、地域住民のニーズを踏まえ、図書館資料を計画的に整備します。また学校図書館のモデルとなる児童図書・子どもの読書活動に関する資料の充実に努めます。
(市)	⇒選書基準・廃棄基準・永久保存の基準を策定
	(2)障害のある子どもや日本語を母国語としない子どもなどを含めた、すべての子どもが読書を楽しめる環境づくりに努

	めます。
(市)	⇒ニーズに応じて段差解消などの施設整備を検討
	⇒研修会の開催を検討
	(3)公立図書館DXを推進します。
(市)	⇒ICT機器の整備や更新
	⇒研修会の開催を検討
公立図書館や地域	(4)図書館から遠い地域に住んでいるなど、図書館に来ることが難しい子どもたちのための貸出サービスの充実に努めます。
(市)	⇒新たな貸出サービスの構築を図書館協議会などで検討
(公立図書館)	⇒市と連携し、新たな貸出サービスの構築
公立図書館や地域	(5)子どもがよく利用する施設の図書環境を整えます。
(市)	⇒校区公民館の図書室の整備に努め、公立図書館と連携
	⇒子どもが利用する施設での図書コーナーの設置と活用
(公立図書館)	⇒校区公民館と連携して図書室の環境づくりを支援

### 目標Ⅲ 読書関連事業を広く知らせ、本が読みたくなるような啓発活動を行う

実施主体 (支援者)	活動目標 ⇒支援する取組
市・公立図書館など	(1)読書関連事業の広報を行い、認知度を高めます。同時に普段本を読まない人が本を読みたいと思うような啓発活動を行います。
市・公立図書館など	(2)家族団らんの日や読書週間に合わせた取組を行います。
市・公立図書館など	(3)優れた読書活動を推進している学校や団体、個人の表彰を行います。

## II アンケート結果

○自由記述型の設問は本項では掲載を省略し、計画の中で引用や紹介をしています。

○複数回答可の設問（**複**表記）は「各選択肢の回答数÷未回答含む全回答者数×100」で割合を算出しているため、全選択肢の割合(%)の合計は100%にはなりません。

### I 児童生徒保護者アンケート

Q1 本を読むことは好きですか？

	小3	小6	中2	高2	保護者
好き	88%	68%	61%	47%	50%
嫌い	8%	12%	13%	19%	11%
どちらでもない	※	20%	26%	34%	39%
未回答	4%	0%	0%	0%	0%

※小3は「どちらでもない」選択肢なし

Q2 自分にとって、本を読むことは大切なことだと思いますか？

	小6	中2	高2	保護者
そう思う	83%	91%	86%	87%
そう思わない	16%	7%	12%	12%
未回答	1%	2%	2%	1%

Q3 学校や家などで、1か月で何冊ぐらい本を読みますか？雑誌、新聞、教科書、漫画以外で答えてください。学校図書室の漫画はOKです。

	小3	小6	中2	高2	保護者
0冊	1%	5%	4%	38%	41%
1～5冊	14%	27%	53%	45%	47%
6～20冊	34%	48%	29%	6%	3%
21冊～	51%	20%	13%	2%	1%
未回答	0%	0%	1%	9%	8%
平均	35.7冊	15.2冊	10.8冊	2.7冊	1.5冊

①（Q3が「1冊以上」）本を読む理由を教えてください。（**複**）

	小3	小6	中2	高2	保護者
おもしろいから・好きだから	73%	71%	67%	71%	51%
学校の勉強（仕事）や将来のためになるから	30%	38%	16%	18%	32%
学校で本を読む時間があるから	22%	37%	48%	21%	※
友達（知人）と話題になるから	13%	15%	11%	6%	9%
その他	3%	6%	1%	3%	4%

※（ ）は保護者向け選択肢の表記

② (Q3が「0冊」) 本を読まない理由を教えてください。(複)

	小3	小6	中2	高2	保護者
読みたい本がないから	0%	71%	25%	50%	14%
勉強や習い事(仕事や家事)が忙しくて時間がないから	0%	29%	50%	42%	56%
本を読むのは面倒だから	0%	57%	0%	42%	12%
TVやスマートフォンの時間を優先したいから	100%	71%	50%	30%	18%
その他	0%	0%	0%	0%	6%

※ ( ) は保護者向け選択肢の表記

③ (Q3が「0冊」) この1か月読んだものを全て教えてください。(複)

	小6	中2	高2	保護者
漫画	86%	25%	42%	15%
雑誌	14%	25%	8%	15%
新聞	0%	0%	4%	18%

Q4 今まで読んだ本の中で、一番好きな本のことを教えてください。

①その本を読んだのはいつごろですか。

	小6	中2	高2	保護者
乳幼児の頃	4%	2%	0%	自由記述
小学生の頃	94%	44%	17%	
中学生の頃	0%	50%	52%	
高校生の頃	0%	0%	17%	
未回答	2%	4%	14%	

②その本を読んだきっかけを教えてください。(複)

	小6	中2	高2
学校の図書室にあったから	69%	57%	27%
家族・友達・先生がすすめてくれたから	31%	30%	40%
指宿図書館、山川図書館にあったから	8%	3%	4%
課題図書や図書リスト、パンフレットなどで紹介されていたから	0%	0%	4%
その他	19%	26%	31%

	保護者
子どもがすすめてくれたから	4%
子ども以外の家族や知人がすすめてくれたから	19%
指宿図書館、山川図書館にあったから	13%
SNSやメディアで紹介されていたから	20%
その他	46%

Q5 ふだんどのくらい学校の図書室に行きますか？本を借りていなくてもかまいません。

	小3	小6	中2	高2
週0回	2%	9.4%	25%	61%
週1回	17%	35.2%	34%	13%
週2～4回	57%	45.3%	30%	9%
週5回	20%	9.4%	9%	6%
未回答	4%	0.7%	2%	11%

①（Q5が「1回以上」）学校の図書室に行く理由を教えてください。⑥

	小3	小6	中2	高2
本を借りたり読んだりするから	58%	69%	60%	67%
勉強したり授業の調べ物をしたりするから	16%	6%	13%	22%
学校の図書室が好きだから	32%	23%	31%	28%
その他	6%	15%	7%	6%

②（Q5が「0回」）学校の図書室に行かない理由を教えてください。⑥

	小3	小6	中2	高2
読みたい本がないから	33%	61%	42%	39%
使い方がわからない・使いにくいから	17%	0%	8%	3%
図書室に行く時間がないから	83%	31%	15%	51%
その他	0%	15%	12%	5%

Q6 ふだんどのくらい指宿図書館・山川図書館に行きますか。本を借りていなくてもかまいません。

	小3	小6	中2	高2	保護者
月0回	38%	55%	65%	81%	47%
月1～7回	47%	39%	27%	11%	32%
月8～14回	5%	1%	2%	0%	1%
月15回以上	6%	1%	3%	0%	0%
未回答	4%	4%	3%	8%	20%

①（Q6が1回以上）指宿図書館・山川図書館に行く理由を教えてください。⑥

	小3	小6	中2	高2
本を借りたり読んだりするため	68%	80%	62%	100%
勉強したり授業の調べ物をしたりするため	24%	23%	44%	71%
イベントに参加するため	11%	7%	0%	0%
友達と過ごすため	9%	11%	15%	29%
その他	5%	11%	6%	0%

	保護者
自分の読書のため	44%
子どもの本を借りたり，子どもと過ごしたりするため	59%
仕事や勉強・調べ物をするため	18%
図書館のイベントに参加するため	2%

② (Q6が1回以上) 行き方(交通手段)を教えてください。(複)

	小3	小6	中2	高2	保護者
歩きや自転車	25%	23%	70%	71%	12%
親や知り合いの車	68%	84%	62%	43%	62%
バスやJR	8%	4%	3%	43%	0%

③ (Q6が0回) 指宿図書館・山川図書館に行かない理由を教えてください。(複)

	小3	小6	中2	高2	保護者
読みたい本がないから	14%	25%	28%	35%	5%
使い方がわからない・使いにくいから	17%	8%	3%	4%	1%
図書館は遠いから	33%	55%	49%	56%	13%
借りた本を返すのが面倒だから	4%	23%	32%	19%	20%
その他	27%	29%	18%	10%	18%

Q7 開間庁舎や今和泉・池田・川尻校区公民館に、指宿図書館・山川図書館の本を検索・予約できるパソコンがあることを知っていますか。

	小6	中2	高2
知っていて使ったことがある	22%	20%	11%
知っているが使ったことはない	29%	30%	26%
知らなかった	48%	48%	61%
未回答	1%	2%	2%

Q8 校区公民館に図書室があることや、本を借りられることを知っていますか？

	小6	中2	高2
知っていて使ったことがある	6%	11%	3%
知っているが使ったことはない	16%	25%	8%
知らなかった	77%	63%	89%
未回答	1%	1%	0%

Q9 電子書籍を利用したことがありますか？

	小6	中2	高2
はい	37%	58%	61%
いいえ	62%	41%	36%
未回答	1%	1%	3%

Q10 図書館に電子書籍があれば、本と電子書籍のどちらを利用したいと思いますか？

	小6	中2	高2
紙の本	30%	33%	36%
電子書籍	23%	20%	19%
どちらも利用したい	45%	44%	40%
未回答	2%	3%	5%

Q11 あなたがもっと本を読みたくなるにはどんなことが必要だと思いますか？<sup>④</sup>

	小3	小6	中2	高2
学校の図書室を使いやすくする・本を増やす	60%	60%	60%	23%
指宿図書館・山川図書館を使いやすくする・本を増やす	21%	20%	18%	8%
家族や先生、友達からおすすめの本を紹介してもらう	40%	27%	30%	22%
読書を授業に取り入れたり、学校で必ず読書する時間をつくったりする	24%	34%	32%	42%
ゆっくり本を読める場所や図書館を近くに増やす	21%	46%	31%	38%
家族に図書館や書店に連れて行ってもらったり、家族と一緒に本を読む時間を増やしたりする	26%	22%	14%	17%
その他	2%	5%	4%	0%

<保護者のみ設問>

Q12 次のうち今までに子どもにしたことがあることを全て選んでください。<sup>④</sup>

家族で本についての会話をした	46%
定期的に本や絵本の読み聞かせをした	56%
定期的に子どもと図書館や書店に行った	48%
子どもに本を買ったりプレゼントしたりした	73%
子どもを地域の「朝読み・夕読み」運動に参加させた	19%
学校での保護者による読み聞かせ会（親子読書会等）に参加した	25%

Q13 指宿市の読書推進事業について、知っているものを全て選んでください。<sup>④</sup>

指宿市子ども読書活動推進計画	11%
ブックスタート事業	23%
子ども司書養成講座	33%
図書館フェスティバル	12%
図書館での絵本の読み聞かせ会	48%
文芸いぶすきの発行	12%
校区公民館での本の貸出	16%
広報いぶすき「本のひろば」	41%
「1日20分読書」運動	14%

## 2 保育所，幼稚園，認定こども園アンケート

Q 1 園内に絵本コーナーを設けていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q 2 園内で職員による絵本の読み聞かせをしていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q 3 おはなしボランティア（小中高校生・地域ボランティア）を活用したおはなし会や読み聞かせなどを行っていますか。

はい	38%
いいえ	54%
未回答	8%

→理由

いいえを選んだ理由 <sup>①</sup>	
時間がない	17%
やり方がわからない	50%
必要ない	17%
その他	33%

Q 4 市立図書館との連携（絵本の借用・研修参加）をしていますか。

はい	77%
いいえ	23%

→理由

いいえを選んだ理由 <sup>①</sup>	
必要ない	33%
その他	33%

Q 5 子どもの読書や絵本について，職員が研修を受けていますか。

はい	54%
いいえ	46%

Q 6 園児の家庭における読書状況の把握をしていますか。

はい	54%
いいえ	46%

Q 7 家庭向けに本の貸出をしていますか。

はい	77%
いいえ	23%

### 3 児童発達支援施設アンケート

Q1 園内に絵本コーナーを設けていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q2 園内で職員による絵本の読み聞かせをしていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q3 おはなしボランティア（小中高校生・地域ボランティア）を活用したおはなし会や読み聞かせなどを行っていますか。

はい	0%
いいえ	100%

→理由

いいえを選んだ理由 <sup>(複)</sup>	
やり方がわからない	50%
必要ない	50%

Q4 市立図書館との連携（絵本の借用・研修参加）をしていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q5 子どもの読書や絵本について、職員が研修を受けていますか。

はい	0%
いいえ	100%

Q6 園児の家庭における読書状況の把握をしていますか。

はい	0%
いいえ	100%

Q7 家庭向けに本の貸出をしていますか。

はい	0%
いいえ	100%

#### 4 学校アンケート

Q 1 年間読書指導計画や学校図書館の利活用に関する基本的な方針や計画を策定していますか。

はい	94%
いいえ	6%

Q 2 第3次指宿市子ども読書活動推進計画の内容を学校の読書指導計画や方針に取り込んでいますか。

はい	94%
いいえ	6%

Q 3 学校図書館図書標準を達成していますか。

はい	78%
いいえ	17%

Q 4 学校図書館の資料の「選書基準、収集方針」「廃棄基準」を持っていますか。

はい	50%
いいえ	39%
未回答	11%

Q 5 選書に際し、子どもの意見を取り入れていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q 6 子どもの読書活動推進や学校図書館の利活用に関する職員向けの研修を実施しましたか。

はい	28%
いいえ	72%

→理由

いいえを選んだ理由(複)

時間がない	54%
やり方がわからない	1%
その他	31%

Q 7 学校図書館を活用した(蔵書の利用・調べ学習での利用等)授業を行っていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q 8 指宿図書館、山川図書館を活用した(蔵書の利用・調べ学習での利用等)授業を行っていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q 9 図書室だより等で指宿図書館、山川図書館のイベント紹介や参加を促す取組をしていますか。

はい	50%
いいえ	50%

Q10 毎月23日を家族団らんの日（読書の日・ノーメディアデー）として、家庭向け案内や親子読書を宿題とするなど、家庭での読書の時間づくりを支援していますか。

はい	67%
いいえ	33%

Q11 子どもたちが多様な本と出会う機会づくりとして行っていることを教えてください。(複)

図書館だより等でおすすめ本紹介	94%
ブックリスト発行	22%
ビブリオバトル	33%
おはなし会	83%
アニメーション	33%

ブックトーク	50%
学級文庫	83%
季節ごとのコーナー展示	94%
その他	50%

Q12 全校一斉読書（朝読書）に取り組んでいますか。

はい	83%
いいえ	17%

Q13 学校図書館の開館時間は、児童・生徒が学校にいる時間と同じですか。

はい	78%
いいえ	22%

Q14 学校図書館を地域に開放していますか。

はい	11%
いいえ	89%

Q15 学校応援団や地域ボランティアなどの人材を活用して読み聞かせ等読書活動を実施していますか。

はい	28%
いいえ	72%

Q16 視覚、聴覚、識字などに障害があったり外国語が母国語であったりする子どもに対する読書支援を行っていますか。

はい	39%
いいえ	61%

Q17 電子書籍の活用など、デジタル社会に対応した読書推進の取組を行っていますか。

はい	6%
いいえ	94%

## 5 放課後児童クラブアンケート

Q1 子どもたちが過ごす部屋に図書コーナーを設けていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q2 読み聞かせ、ビブリオバトルや味見読書など読書に関する取組を行っていますか。

はい	38%
いいえ	63%

Q3 子どもの読書に関し、学校との連携をしていますか。

はい	25%
いいえ	75%

Q4 市立図書館との連携（本の借用・団体利用など）をしていますか。

はい	63%	→理由	いいえを選んだ理由 <sup>(複)</sup>	
いいえ	38%		やり方がわからない	33%
			その他	67%

Q5 子どもの読書や本について、職員が研修を受けていますか。

はい	0%
いいえ	100%

## 6 放課後等デイサービス施設アンケート

Q1 子どもたちが過ごす部屋に図書コーナーを設けていますか。

はい	67%
いいえ	33%

Q2 読み聞かせ、ビブリオバトルや味見読書など読書に関する取組を行っていますか。

はい	33%
いいえ	67%

Q3 子どもの読書に関し、学校との連携をしていますか。

はい	33%
いいえ	67%

Q4 市立図書館との連携（本の借用・団体利用など）をしていますか。

はい	100%
いいえ	0%

Q5 子どもの読書や本について、職員が研修を受けていますか。

はい	0%
いいえ	100%

## 7 子ども会アンケート

Q1 子ども会で公立図書館を利用したことがありますか。

はい	12.5%
いいえ	87.5%

→理由

いいえを選んだ理由(複)

時間がない	38%
予算がない	2%
やり方がわからない	27%
必要ない	11%
その他	41%

Q2 子ども会で校区公民館の図書室を利用したことがありますか。

はい	6%
いいえ	94%

→理由

いいえを選んだ理由(複)

時間がない	28%
予算がない	2%
やり方がわからない	27%
必要ない	15%
その他	38%

Q3 子ども会で読み聞かせなど読書活動に取り組んでいますか。

はい	5%
いいえ	95%

→理由

いいえを選んだ理由(複)

時間がない	44%
予算がない	2%
やり方がわからない	10%
必要ない	13%
その他	36%

Q4 公民館には子ども向けの本棚やコーナーが設置されていますか。

はい	17%
いいえ	80%
未回答	3%

Q5 子ども会・自治会の活動として朝読み夕読みを実施していますか。

はい	11%
いいえ	89%

## 8 読書グループアンケート

Q 市内の保育所、幼稚園、認定こども園等や子ども会などから読みきかせやおはなし会などの要請があった場合、活動ができますか。

はい	50%
いいえ	50%

→ いいえを選んだ理由(複)

特定の団体(学校や幼稚園など)に付属して活動している	20%
そのような活動をグループの趣旨としていない	80%
人手が足りない	40%
時間がない	20%

### Ⅲ 関係法令

平成十三年法律第百五十四号

#### 子どもの読書活動の推進に関する法律

##### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

##### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

##### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

##### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

##### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

##### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 文字・活字文化振興法

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵かん養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 学校図書館法

### (この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

### (設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

### (学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

### (司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

### (学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務

に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。